

第3回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会 議事次第・資料一覧

平成24年10月13日(14:00~16:15)
於 奄美市役所会議室(鹿児島県奄美市)

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議事
 - ・ これまでの検討経過
 - ・ 森林生態系保護地域設定の考え方と設定案
 - ・ 今後の予定

【資料】

- 資料1-1 第3回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会 議事次第・資料一覧
 - 資料1-2 出席者名簿
 - 資料 2 これまでの検討経過
 - 資料3-1 森林生態系保護地域等の選定の考え方
 - 資料3-2 保存地区・保全利用地区の区分設定の考え方
 - 資料3-3 保存地区・保全利用地区の事例
 - 資料4-1 奄美群島森林生態系保護地域設定案の概要
 - 資料4-2 奄美群島森林生態系保護地域設定案
 - 資料4-3 「奄美群島における森林生態系保護地域設定の考え方(案)」と「奄美群島森林生態系保護地域設定案(第3回設定委員会資料4-2)」との関連について
 - 資料 5 奄美群島森林生態系保護地域に係る今後の予定について
- 別添 指標動植物の分布情報
参考 奄美大島・徳之島の地況・林況について

出席者名簿 (1/2)

区分	氏名	所 属 ・ 職 名 等
設 定 委 員	朝山 毅【欠席】	奄美市長
	山下 修【代理】	奄美市農林振興課長
	有村 孝一	(独)森林総合研究所 林木育種センター 九州場長
	石田 健	東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授
	新川 龍郎【欠席】	鹿児島県 環境林務部長
	吉野 純一【代理】	鹿児島県 環境林務部 林務経営課長
	大久保 明【欠席】	伊仙町長
	中野 幸次【代理】	伊仙町副町長
	大久 幸助	天城町長
	杉村 乾【欠席】	国際林業研究センター 研究員
	鈴木 英治	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授
	高岡 秀規【欠席】	徳之島町長
	田畑 満大	奄美の自然を考える会 会長
	鳥飼 久裕【欠席】	NPO法人 奄美野鳥の会 会長
	浜本 奈鼓	NPO法人 くすの木自然館 専務理事
	房 克臣	瀬戸内町長
	船越 公威【欠席】	鹿児島国際大学 国際文化学部 教授
	三窪 等	鹿児島県 木材協同組合連合会 専務理事
元田 信有	宇検村長	
横山 隆一	(財)日本自然保護協会 常勤理事	
米田 健	鹿児島大学 農学部 教授	

出席者名簿 (2/2)

林野庁	鈴木正勝	経営企画課 企画官 (森林環境保護班)
林野庁 九州森林管理局	平之山 俊作	局長
	矢野 彰宏	計画部長
	河野 裕之	計画課長
	松永 善人	計画課 森林施業調整官
	高島 唯	指導普及課 保護林係長
	森本 義春	鹿児島森林管理署 署長
	久保田 修	鹿児島森林管理署 流域管理調整官
	藤川 晃久	鹿児島森林管理署 業務課長
	平田 謙吉	鹿児島森林管理署 名瀬森林事務所 首席森林官
	友栗 誠	鹿児島森林管理署 徳之島森林事務所 森林官
事務局	亘 悠哉	(一社)日本森林技術協会 森林保全グループ
	小池 芳正	(一社)日本森林技術協会 森林保全グループ
	高橋 純一	(一社)日本森林技術協会 森林保全グループ
	大久保 敏宏	(一社)日本森林技術協会 森林保全グループ
オブザーバー	小口 陽介	環境省 那覇自然環境事務所 国立公園企画官
	田中 準	環境省 那覇自然環境事務所 奄美野生生物保護センター 自然保護官
	則久 雅司	鹿児島県 環境林務部 自然保護課長
	岩元 高治	鹿児島県 環境林務部 森林計画係長

これまでの検討経過

1 これまでの設定委員会の概要

(1) 第1回設定委員会（平成20年10月30日 於鹿児島市内）

奄美群島の自然環境を踏まえ、奄美群島森林生態系保護地域の設定にかかる考え方を議論（別添1～3参照）。

なお、第1回検討会に先がけて、平成20年2月18日～20日に奄美大島の国有林（湯湾岳、八津野、神屋、金作原）及び徳之島の国有林（天城岳、三京岳、犬田布岳、面縄）を対象に現地調査を実施。現地調査の一環として、保護林制度等について説明。

(2) 第2回設定委員会（平成22年11月30日 於名瀬市）

森林生態系保護地域の設定に向けて収集した資料（地林況情報、希少種の分布状況等）を踏まえ、保護林設定に当たっての考え方を議論。

2 設定委員会での主な論点と意見

委員の意見	備考（関連資料）
森林生態系保護地域の対象地選定に関する論点	
奄美群島の森林生態系の特徴を明確化するべき。	資料3-1、資料4-2
原始的な天然林のみならず、人為的な影響が加わった森林（二次林等）であっても、原始的な天然林として成り立つ可能性のある森林についても森林生態系保護地域の対象とするべき。	資料3-2、資料4-2
国有林の分布状況に関する論点（分散型配置の克服）	
民有林と連携した取組とするべき。	資料3-1、資料4-2
近隣の国有林を一塊として捉えるためにも、国有林間に介在する民有林に対して緑の回廊のような役割を担わせるべき。	
森林生態系保護地域の管理方法に関する論点	
人為の排除だけでは生物多様性は維持できない。場合によっては、コアに対しても適切な人為（外来種の除去等）を加えることを許容するべき（その旨を明文化するべき）。	資料4-2

(第1回奄美群島森林生態系保護地域検討会資料)

資料6

奄美群島における森林生態系保護地域設定の考え方（案）

1 森林生態系の保護の必要性

奄美群島の森林は、世界の中でも限られた地域に成立する亜熱帯性常緑広葉樹林であり、森林の組成も亜熱帯という特徴を反映し、熱帯性の樹種と暖温帯性の樹種が混在するほか奄美群島に分布が限られる固有種が多いことなど、その重要性が高い。

奄美群島の森林植生は、大部分がスダジイを優占種とする常緑広葉樹林で、その下部にリュウキュウマツ林がこれを取り巻くように分布しており、原始的な状態でまとまった森林は、一部の地域に限られている。

奄美群島の植物相は南限種や北限種と地域固有種が多く、例えば北限とする種は奄美大島に120種ある。また、奄美群島の固有種は21種、亜種を含めると約60種とされており、特に奄美大島と徳之島に固有種や遺存種の多くが存在している。

また、環境省のレッドデータブックによると、絶滅危惧1A類(CR)、1B類(EN)では、鹿児島県の半数近くの種が奄美群島で記録され、貴重種や希少な植物が奄美群島に集中するとされている。

一方、陸域の生物相については、多様性に富み、アマミノクロウサギ(EN)、ケナガネズミ(EN)、アマミトゲネズミ(EN)、オオトラツグミ(CR)、ルリカケス等に代表される、多くの遺存固有種を有する。

特に、奄美群島を含む「琉球諸島」の陸生生物は第三紀鮮新世末期(約200万年前)から第四紀更新世初期(約170万年前)の間に大陸からの基本的な隔離が成立し、その歴史が長いため、アマミノクロウサギのように、他地域に生息・生育する姉妹群との差異が大きく、系統群の上位分類群での多様性・固有性の高い特徴がある。

また、島嶼間の種分化は現在も進行中であり、台湾までの地域で5種に分化しているハナサキガエル類(EN)や、徳之島と沖縄諸島の限られた島嶼のみに分布し、5亜種に分化しているクロイワトカゲモドキ(VU)、3種(5亜種)の分布域が明確に島嶼毎に隔離されているコキクガシラコウモリ亜種群等、新固有の状態の種や島嶼間での亜種などの事例が数多く見られる。

このように、奄美群島の動植物については、希少性重要性が高く、その生息生育地である森林を適切に保全管理していくことが必要である。

II 奄美群島の森林生態系保護地域設定の考え方

奄美群島の森林は、上記 I のとおり重要性が高いことから、「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 1 1 日付け元林野経第 2 5 号林野庁長官通知）に基づき、以下の地域を保護林として設定する。

1 森林生態系保護地域

(1) 設定の基本的考え方

当該地域でしか見られない特徴を持つ希少な原生的な天然林の区域であって、林道等道路からの入込みや外接する民地との関係・影響を考慮しつつ、保存地区（コアエリア）となる地域の外側に、緩衝地帯となる保全利用地区（バッファゾーン）などを設けることが可能で、基本的に国有林において、保存地区（コアエリア）を厳正に保護することが可能と考えられる一定規模以上（概ね 500 ヘクタール以上）の国有林の団地については、「森林生態系保護地域」に設定する。

なお、典型的な生物群層と固有・希少種の分布域を含む森林生態系として同質と判断され、一体的管理が可能なものについては、同一の森林生態系保護地域として管理する。

(2) 地区区分の基本的考え方

上記(1)に係る地域について、次の考え方により保存地区（コアエリア）と保全利用地区（バッファゾーン）に区分する。

① 保存地区（コアエリア）

原生的な天然林の中から、奄美群島固有の貴重種の生息域を含む森林生態系の維持・保全を図る地域として次のとおり選定。

ア 高齢級の常緑広葉樹林（天然林）については、コアエリアとして設定。

イ 再生途中の森林であっても、本来の動植物の組み合わせなどが元の状態に近いと判断されるものについては、コアエリアとして設定。

ウ 絶滅の恐れのある特定の希少種を優先的に保護すべき地域はコアエリアとして設定。

② 保全利用地区（バッファゾーン）

保全利用地区（バッファゾーン）は、保存地区（コアエリア）の森林に外部の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要な広がり considering して次のとおり選定。

ア 上記以外はバッファゾーンとして設定。

イ ①の地域であっても、人の生活に関わる地域（「農業地域」「集落地域」）や道路との隣接地はバッファゾーンとして設定。

(3) 設定後の保全管理の基本的考え方

① 「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 1 1 日付け元林野経第 2 5 号林野庁長官通知）に規定する「取扱いの方針」に準じた取り扱いとする。

② 保全管理の具体の検討等に当たっては、別途、学識者等からなる保全管理委員会（仮称）を設置し、当該委員会の意見を聞きながら実施する。

2 上記1以外の保護林

(1) 設定の基本的考え方

上記1以外の地域であって、以下の地域の森林については、それぞれ次のとおり保護林を設置する。

① 当該地域でしか見られない特徴を持つ希少で原生的な天然林の区域であって、「希少化している植物群落が存する地域」の国有林については「植物群落保護林」に設定する。

② ①以外であって、奄美群島を特徴づける希少種や固有種が数多く見られるなど「希少化している動物の繁殖地又は生息地」の国有林については、「特定動物生息地保護林」に設定する。

(2) 設定後の保全管理の基本的考え方

① 植物群落保護林

「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通知）に規定する「取扱いの方針」に準じた取り扱いとする。

② 特定動物生息地保護林

ア 「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通知）に規定する「取扱いの方針」に準じた取り扱いとする。

イ 保全管理の具体の検討等に当たっては、別途、学識者等の意見を聞きながら実施する。

III その他

設定に当たっては次の点に留意する。

(1) 区域の境界は、尾根、沢等の地勢線や新たに作る林小班単位で設定する。

（現状の林小班の形状にはとらわれない。）

(2) 既設の貸付地等となっているもの（今後の予定地を含む）は、設定対象外として除外する。ただし、貸付地等として区分されていない歩道等については、設定対象とし、面積に含めるものとする。

九州森林管理局森林生態系保護地域設定委員会設置要領

第1（設置）

保護林の再編・拡充（平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通達）による保護林設定要領に基づき、箇所毎に森林生態系保護地域設定委員会（（以下）「委員会」という。）を設置する。

第2（審議事項）

委員会は、森林生態系保護地域設定に当たって、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について審議を行い、意見を述べるものとする。

- 1 森林生態系保護地域及びその保存地区並びに保全利用地区の位置及び区域
- 2 森林生態系保護地域において、保存を図るべき生物等に関する事項及び管理・利用に関する事項
- 3 その他必要な事項

第3（組織）

委員会は、次に掲げる区分の中から森林管理局長が委嘱した委員をもって構成する。

- （1）林学、生態学等について学術的見識を有する者
- （2）林業、自然保護、文化等についての有識者
- （3）関係地方公共団体等の長等

第4（運営）

- 1 委員会の開催は、森林管理局長が招集する。
- 2 委員会は、その過半数の出席をもって成立する。
- 3 関係地方公共団体等の長等については、代理人を出席させることができる。
- 4 委員会には、必要に応じて、専門的検討を行う等のため小委員会を設置することができる。
- 5 委員会には座長を置き、互選によって定める。
- 6 座長は会議を統括する。

第5（小委員会）

- 1 小委員会の委員は、第3の委員の中から森林管理局長が指名する。
- 2 小委員会には、小委員会座長を置き、互選により定める。
- 3 同座長は、小委員会を統括する。

第6（事務局）

委員会の事務局は、森林管理局計画課に置く。

第1回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会 資料一覧

- ・資料1 九州森林管理局森林生態系保護地域設定委員会設置要領
- ・資料2 奄美群島の概況について
- ・資料3 奄美群島の森林環境現況について
- ・資料4 国有林の森林の齢級別分布状況
- ・資料5 保護林設定容量・保護林設置要領の運用について
- ・資料6 森林生態系保護地域の設定等の考え方（案）

第2回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会 資料一覧

- ・資料1-1 議事議時次第・資料一覧
- ・資料1-2 出席者名簿
- ・資料2 第1回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会における主な意見
- ・資料3-1 保護林制度の拡充について
- ・資料3-2 保護林制度の概要
- ・資料3-3 奄美大島及び徳之島の保護林について
- ・資料3-4 保護林の位置図
- ・資料4-1 主な山岳・河川と流域区分
- ・資料4-2 主な山岳と標高区分
- ・資料4-3 主な河川と流域区分
- ・資料4-4 林班位置
- ・資料4-5 林種（施業区分）
- ・資料4-6 樹種
- ・資料4-7 齢級（林齢区分）
- ・資料4-8 施業履歴
- ・資料4-9 現存植生
- ・資料4-10 特定植物群落
- ・資料4-11 常緑広葉樹・海岸植生等の分布
- ・資料4-12 所有形態（修正版）
- ・資料4-13 希少種の生育・生息地（非公表〔植物・動物〕：修正版）
- ・資料4-14 マングース生息地
- ・資料4-15 ノヤギの生息地
- ・資料4-16 マツ枯れの被害状況
- ・資料4-17 機能類型
- ・資料4-18 保安林
- ・資料4-19 国定公園
- ・資料5-1 奄美大島に所在する国有林の自然特性等について
- ・資料5-2 徳之島に所在する国有林の自然特性等について
- ・資料5-3 希少種の重ね合わせ（非公表）
- ・資料5-4 希少種の重ね合わせの結果について
- ・参考資料 奄美群島の植物相

森林生態系保護地域等の選定の考え方

奄美群島における森林生態系保護地域等の選定の考え方【案】

- 奄美群島の森林生態系は、世界的にも局所的にしか成立しない亜熱帯性常緑広葉樹により構成されるとともに、以下の2つの特徴を有することから、奄美群島でしか見られない森林生態系と位置づけ。
 - 2つの生物地理区(旧北区及び東洋区)の移行帯に位置しており、数多くの分布限界種により構成
 - アマミノクロウサギやルリカケスなどの大陸遺存種が生息
- このため、奄美群島における森林生態系保護地域等の保護林の設定に当たっては、奄美群島の特徴的な森林生態系の構成要素である分布限界種及び大陸遺存種等に着目して選定

奄美群島における全ての国有林野

当該地域でしか見られない特徴的な森林生態系※であり、貸付地等以外の国有林野

貸付地など住民の福祉向上等への寄与に配慮すべき国有林野※

※ 分布限界種及び大陸遺存種が多く確認される森林

※ 貸付地(予定地を含む)、車道、分取造林地、畑地などの外住民地の影響が大きい箇所等

Yes

No

保存地区・保全利用地区の配置が可能であり、一団地が概ね500ha以上の国有林野

Yes

No

- 特定の希少種を優先的に保護すべき国有林野
- 民有林と連携して森林生態系を保全・管理することが適当と判断される国有林野

Yes

No

森林生態系保護地域

【奄美大島】

・金作原
・神屋
・八津野

合計:2,045ha
(50%)

【徳之島】

・中部
・北部

合計:2,775ha
(73%)

森林生態系保護地域以外の保護林 (特定動物生息地保護林等)

奄美大島:1,334ha(33%)※¹

徳之島: 5ha(0%)※²

※¹ 特定動物生息地保護林(新設)

※² 林木遺伝資源保存林(既設)

保護林対象外

奄美大島: 719ha(17%)

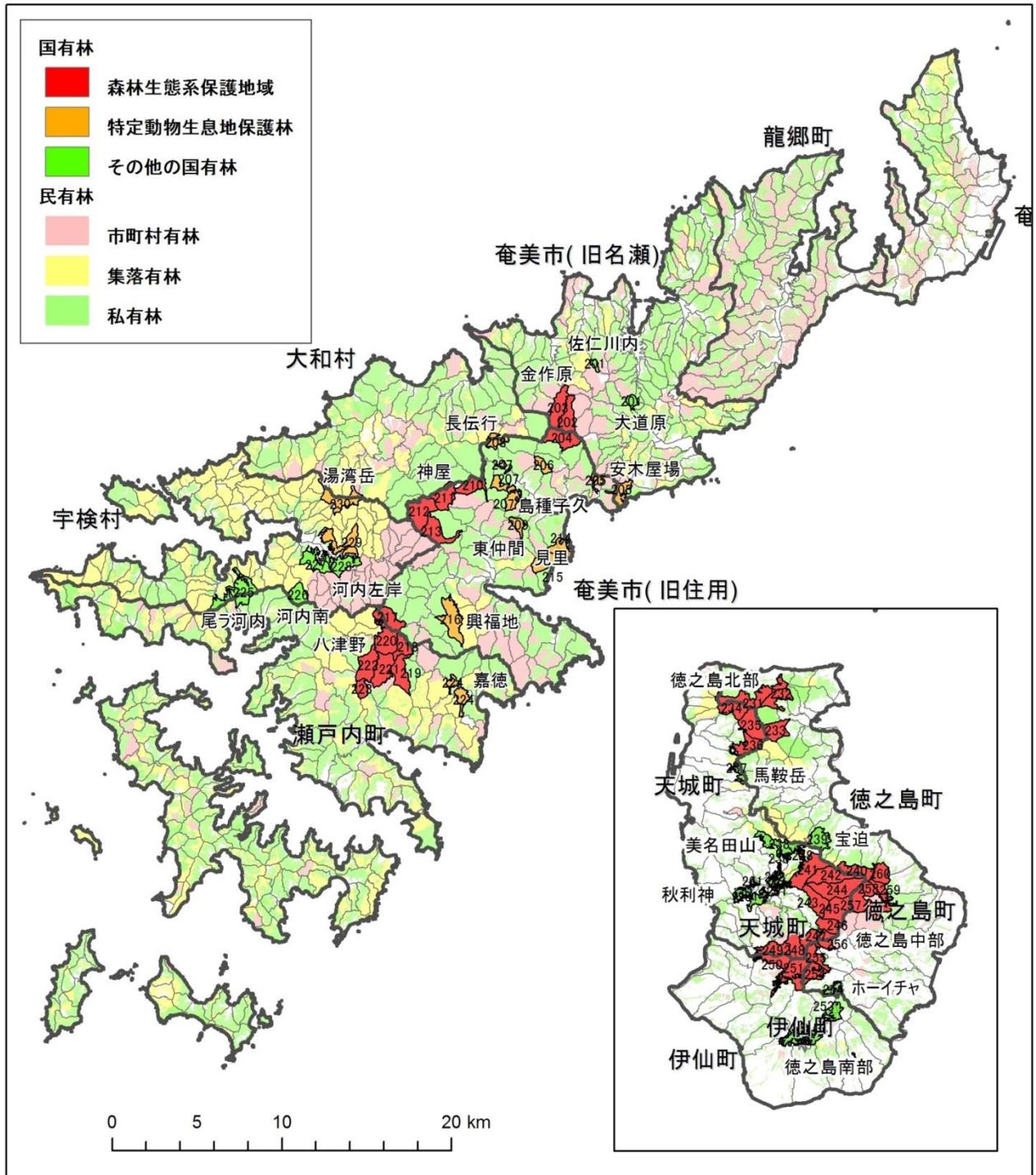
徳之島:1,042ha(27%)

Point

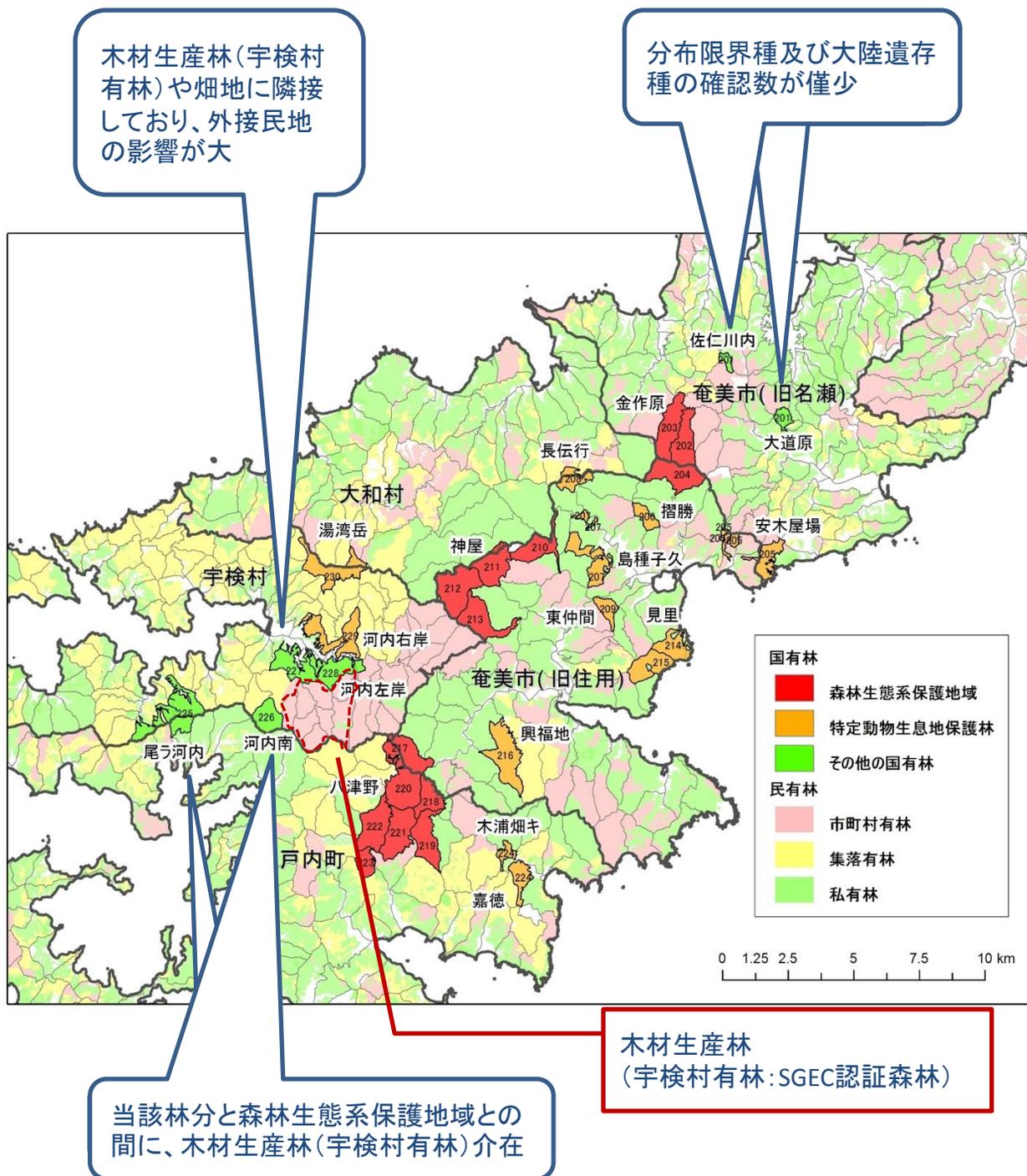
主に奄美大島で適用
(二段階方式)

森林生態系保護地域とそれ以外の保護林との間に介在する民有林について、一定レベル以上の管理水準が確保された段階で森林生態系保護地域に再整理

奄美群島における森林生態系保護地域等の設定箇所



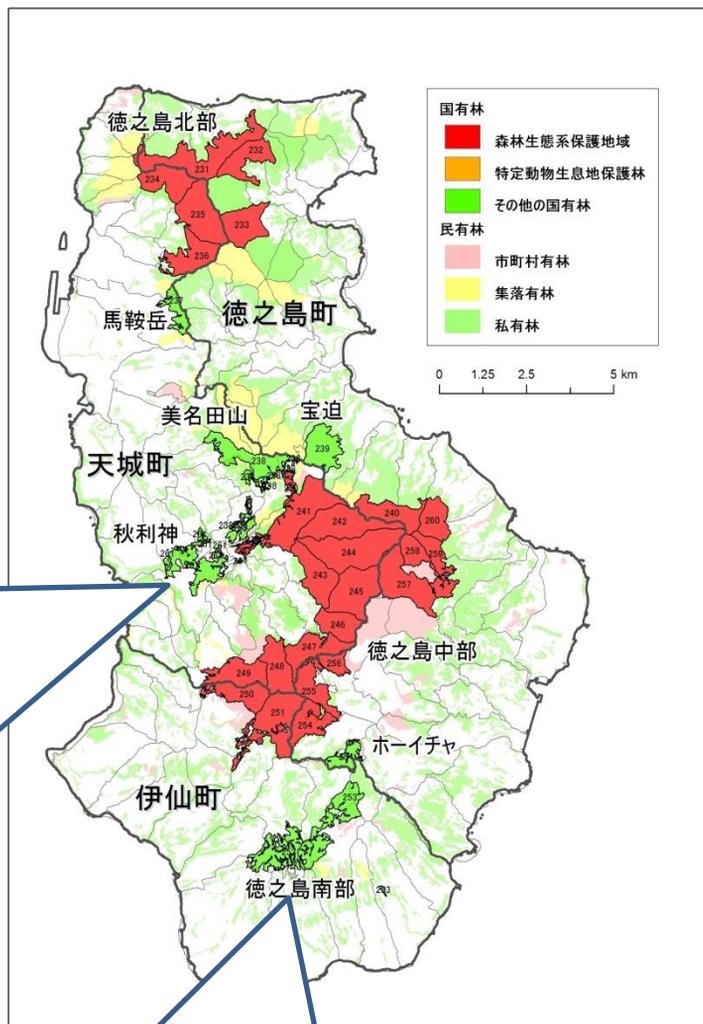
森林生態系保護地域等から除外する林分(奄美大島)



森林生態系保護地域等から除外する林分(徳之島)

- 貸付地(予定地を含む)、車道、分収造林地、畑地などの外接民地の影響の多い箇所は、森林生態系保護地域等の対象から除外。

【事例1】秋利神国有林 261ほ林小班外
周辺にサトウキビ畑などの耕作地が介在し、また、道路等林地開発も進んでおり、外接民地の影響を排除することが困難



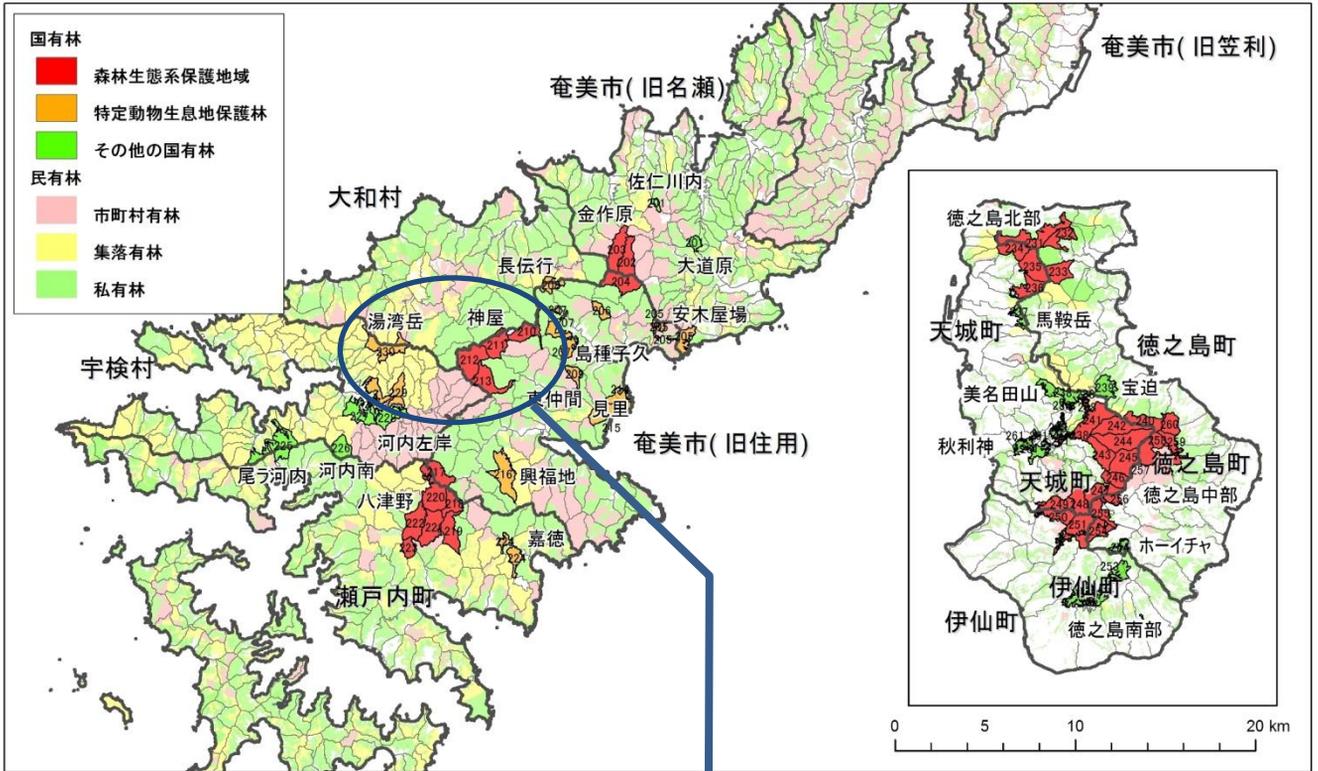
【事例2】伊仙国有林 252り林小班外

周辺に取水用施設及びサトウキビ畑等耕作地が介在しており、外接民地の影響を排除することが困難。

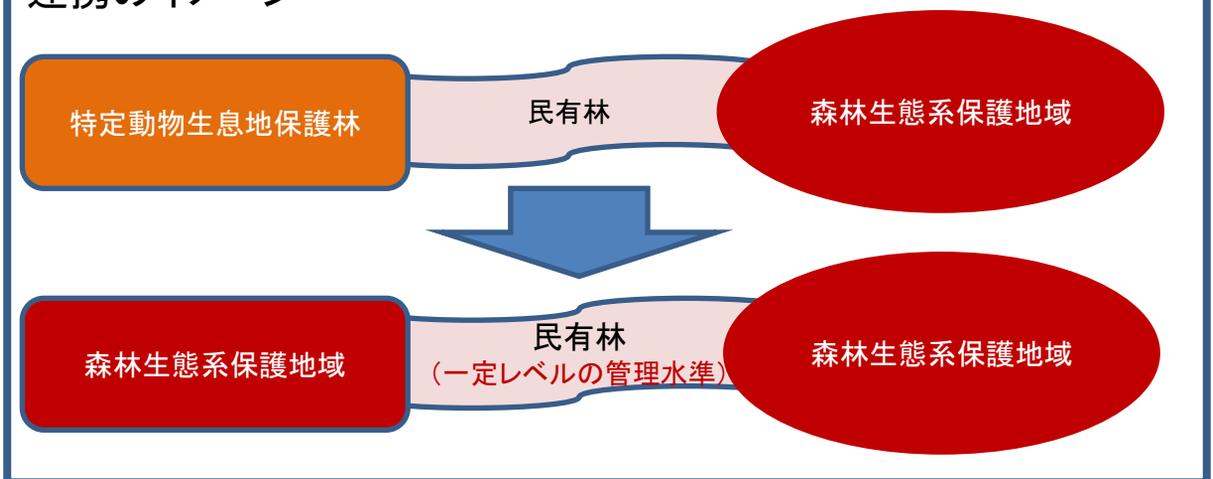


民有林との連携について

森林生態系保護地域と特定動物生息地保護林との間に介在する民有林について、一定レベルの管理水準(例えば、保全利用地区と同程度の取扱いがなされる、又は育成複層林への誘導に向けた取扱いがなされるなど)が確保された段階で、特定動物生息地保護林を森林生態系保護地域に再整理。



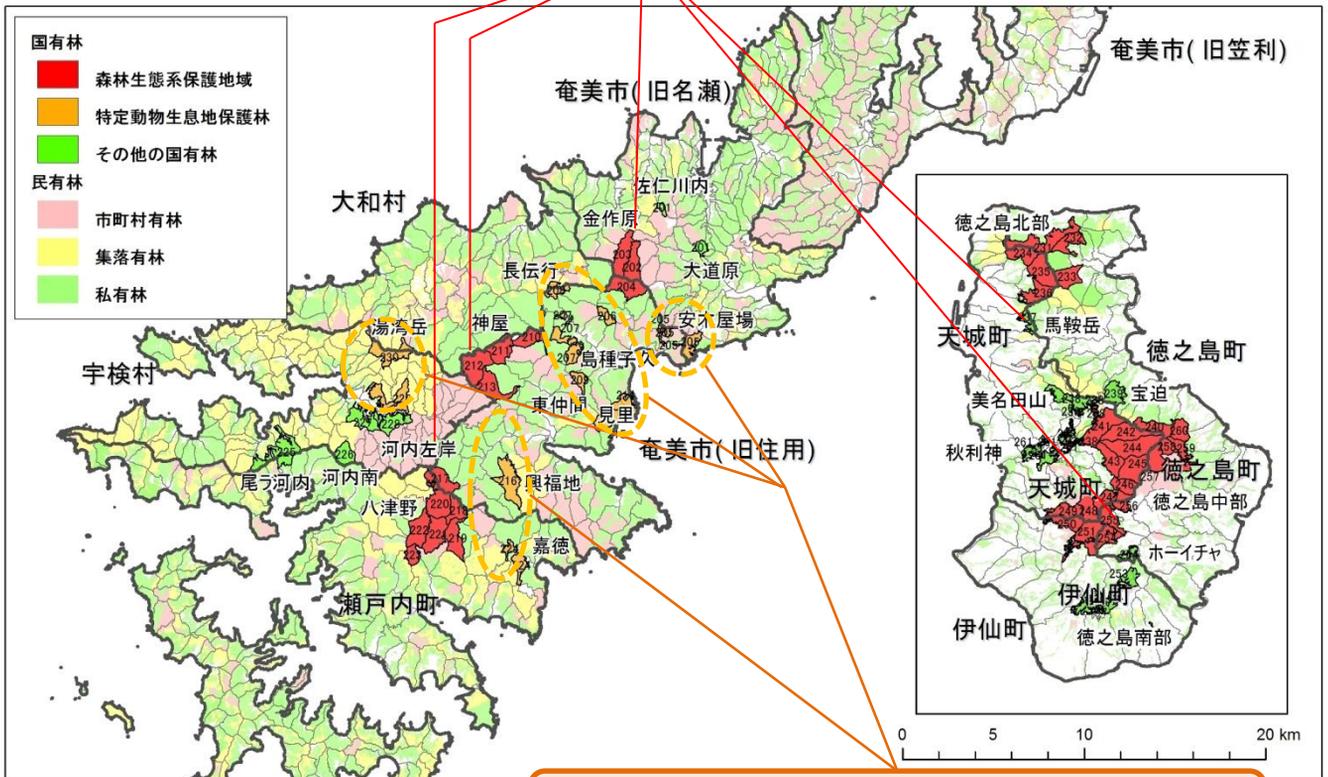
連携のイメージ



森林生態系保護地域等の名称について

- 奄美大島・徳之島の国有林野に対して、新たに設定する森林生態系保護地域の名称は「奄美群島森林生態系保護地域」とする。
- 奄美大島の国有林野に対して、新たに設定する特定動物生息地保護林の名称は「奄美群島特定動物生息地保護林」とする。

奄美群島森林生態系保護地域



奄美群島特定動物生息地保護林

奄美群島森林生態系保護地域・奄美群島特定動物生息地保護林の面積

単位: ha

		① 奄美群島森林生態系保護地域			② 奄美群島特定動物生息地保護林	①②以外	計
		うち保存地区	うち保全利用地区				
奄美大島	金作原	459	241	218	1,334	719	4,098
	神屋	630	161	469			
	八津野	956	329	627			
	計	2,045	731	1,314			
徳之島	徳之島北部	785	433	352	5	1,042	3,822
	徳之島中部	1,990	1,089	901			
	計	2,775	1,522	1,253			
奄美群島合計		4,820	2,253	2,567	1,339	1,761	7,920

奄美群島特定動物生息地保護林設定（案）

1 設定の目的

奄美群島森林生態系保護地域以外の国有林野であって、アマミノクロウサギやトゲネズミ類など奄美群島を特徴づける希少種や固有種の繁殖地又は生息地であり、これらの動物種を優先的に保護を図る必要のある箇所を保護林として設定。

2 保護を必要とする特定の動物種

アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ など

3 位置及び面積

林班名	国有林名	保護林	保護林以外	備考 (保護林以外の利用状況)
205	安木屋場・山路・松山・和瀬	127.53	3.46	道路敷、作業道敷
206	摺勝	52.22		
207	島種子久・第一稲儀野・第二稲儀野・第三稲儀野	150.30		
208	長伝行・中渡量	68.58	1.78	道路敷
209	東仲間・越路	55.70	0.20	道路敷
214・215	栄間・見里	222.17		
216	興福地	203.52		
224	嘉徳・木浦畑キ	109.51	0.42	道路敷
229	小勝	177.09	1.16	道路敷、建物敷
230	上大久保・能路川・場志道	167.77		
計		1,334.39	7.02	

注) 道路等貸付地で小班分割している箇所については、保護林の対象外とした。

4 保護及び管理に関する事項

保護管理の具体的検討等に当たっては、別途、学識者等の意見を聞きながら実施する。

5 その他留意事項

特になし

保存地区・保全利用地区の区分の設定の考え方

保存地区(コア)・保全利用地区(バッファー)の設定の考え方(イメージ)

【保存地区】

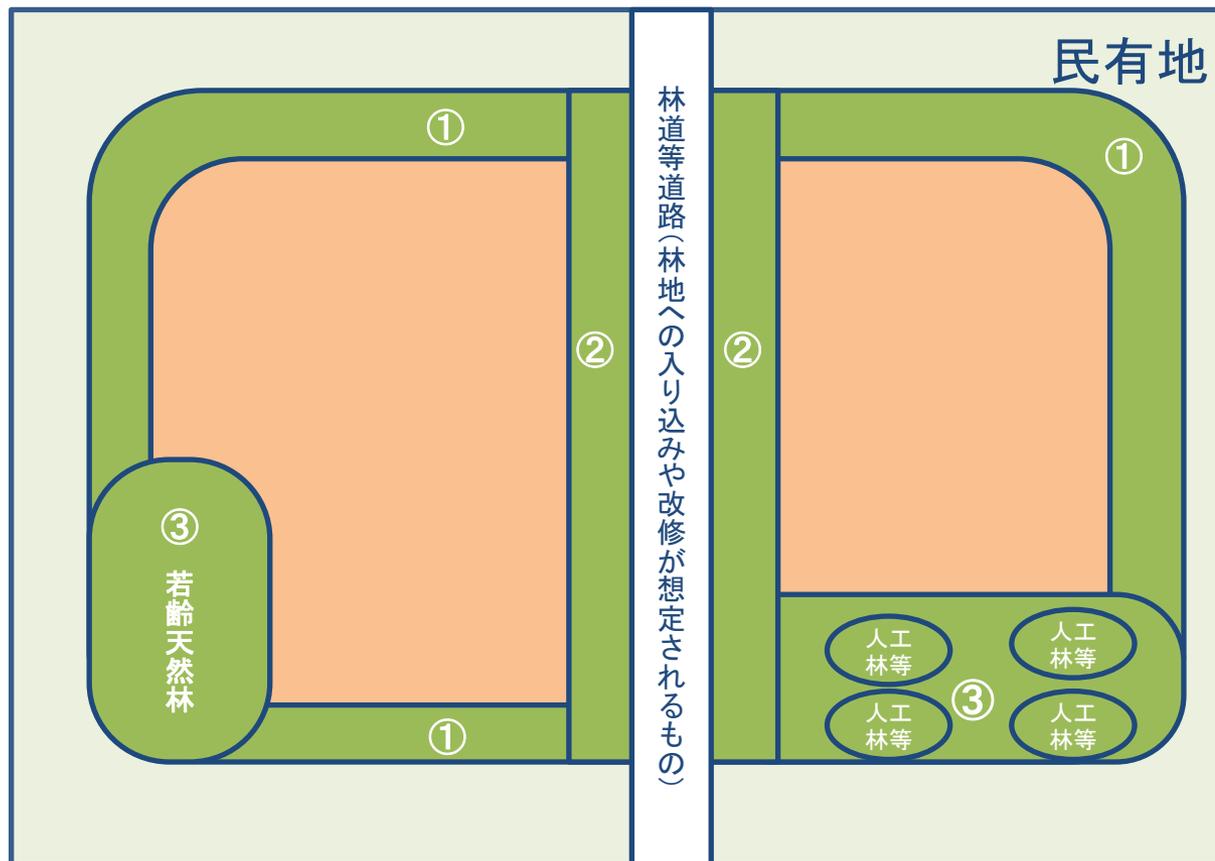
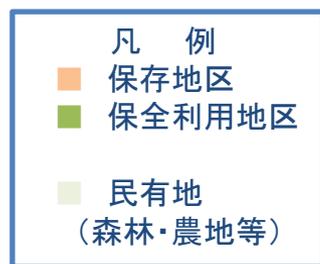
森林生態系の厳正な維持を図る区域であって、一つのまとまり*として管理することが適当な区域

【保全利用地区】

保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たす区域であって、具体的には既存の保護樹帯も活用しつつ、以下の箇所に設定

- ① 人為的影響を及ぼす可能性のある民地(農地等)の隣接箇所(概ね50m程度の保全利用地区を設定)
- ② 林道等道路周辺の森林(概ね50m程度の保全利用地区を道路両側に設定)
- ③ 若齢・壮齢の天然林及び人工林を主体とする林分であるため保存地区とならないが、保存地区の外縁で緩衝の役割を果たす森林。

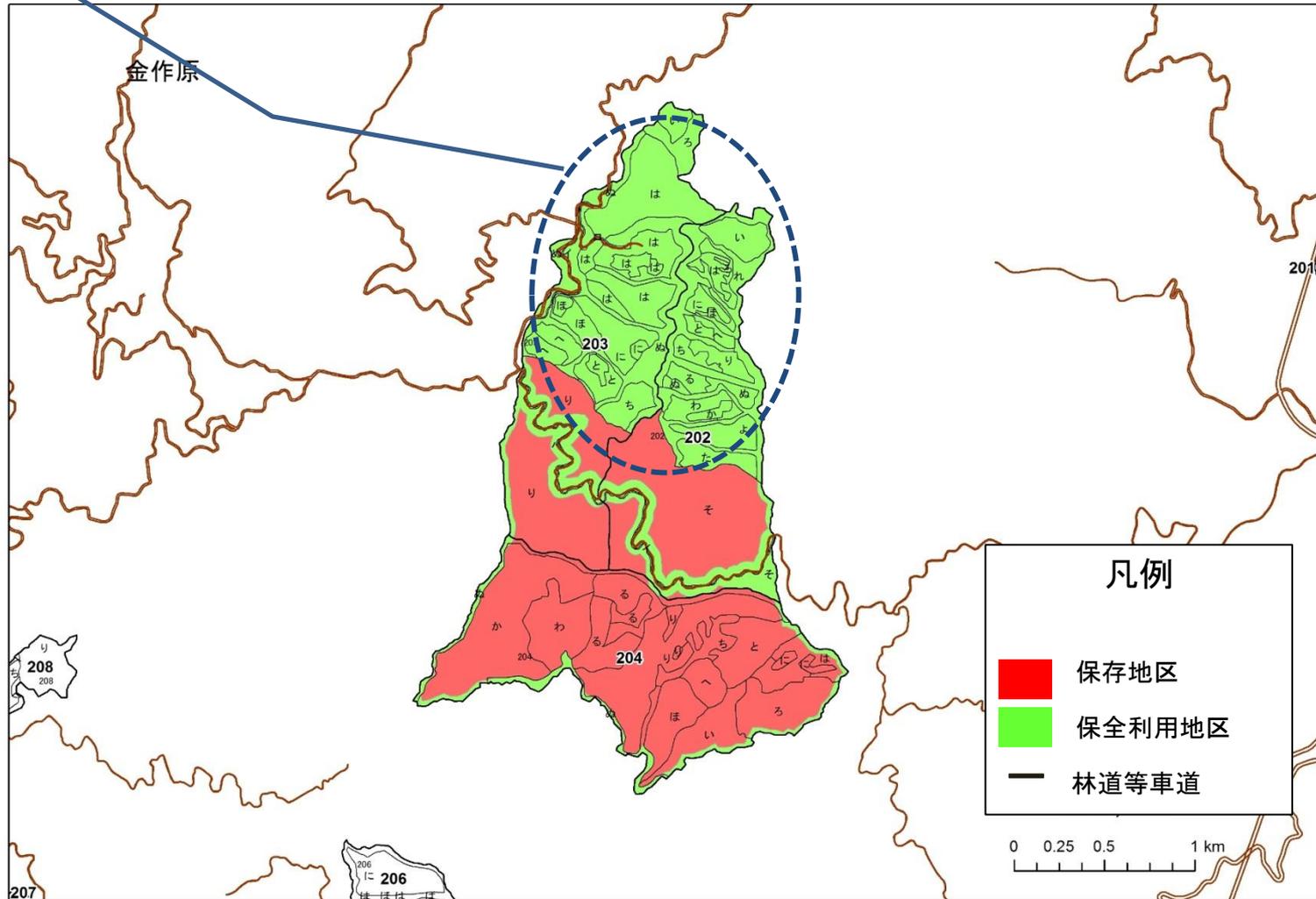
※ 保存地区内に介在する若齢、壮齢天然林及び人工林のうち、高齢級天然林の林分構造との差異が僅少であり、かつ保存地区として一体的に管理することが適当な場合は、保存地域の対象とする。



金作原地域

- 保護樹帯(高齢級林分)に取り囲まれ、30年生程度のスギ人工林分が点在。
- これらスギ人工林では、スギ植栽木が天然更新で発生した広葉樹類よりも優位な状況。

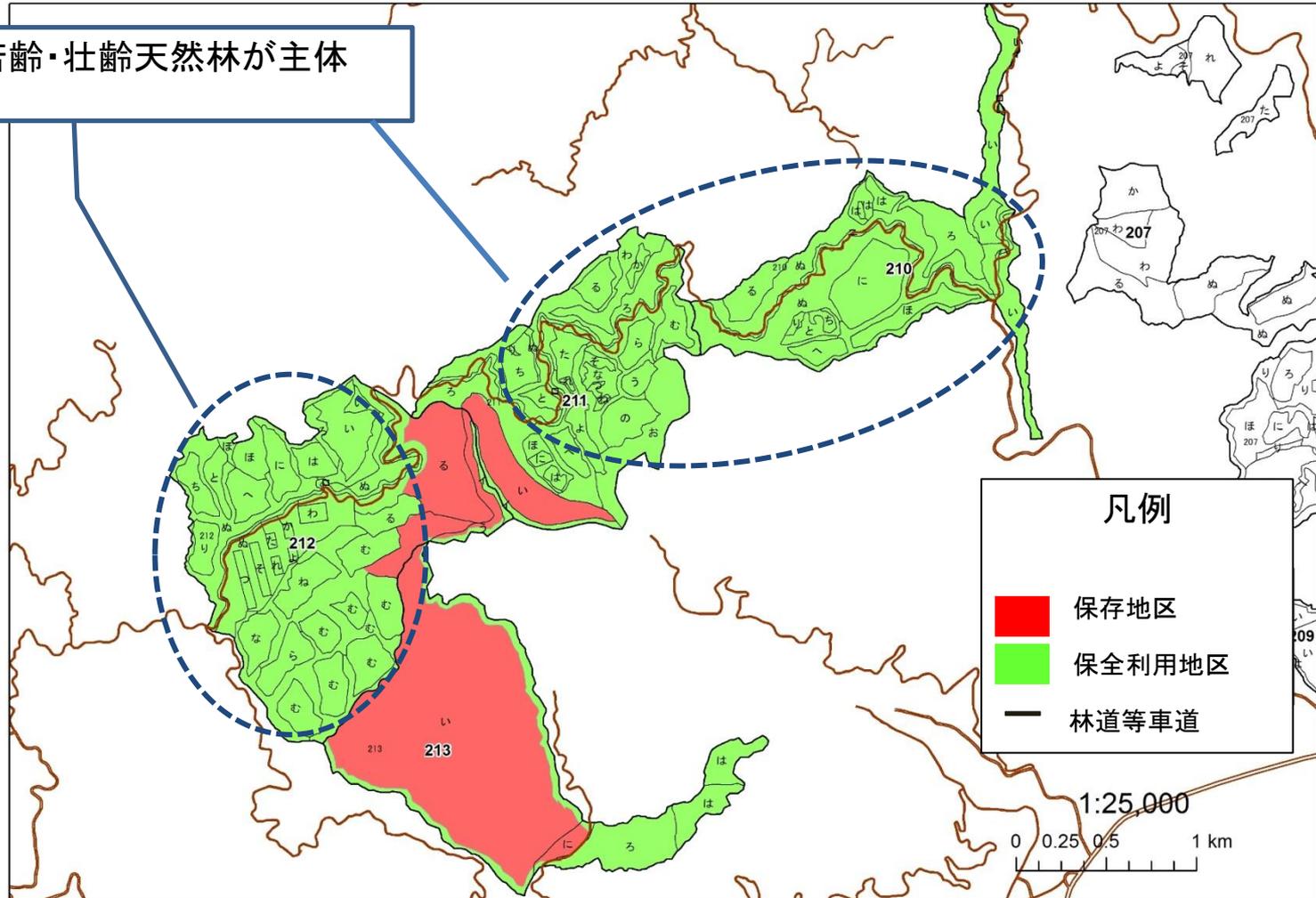
保存地区: 241ha
保全利用地区: 218ha
合計: 459ha



神屋地域

保存地区: 161ha
保全利用地区: 469ha
合 計: 630ha

➤ 若齢・壮齢天然林が主体



八津野地域

八津野

保存地区: 329ha
保全利用地区: 627ha
合 計: 956ha

➤ 若齢・壮齢天然林が主体

凡例

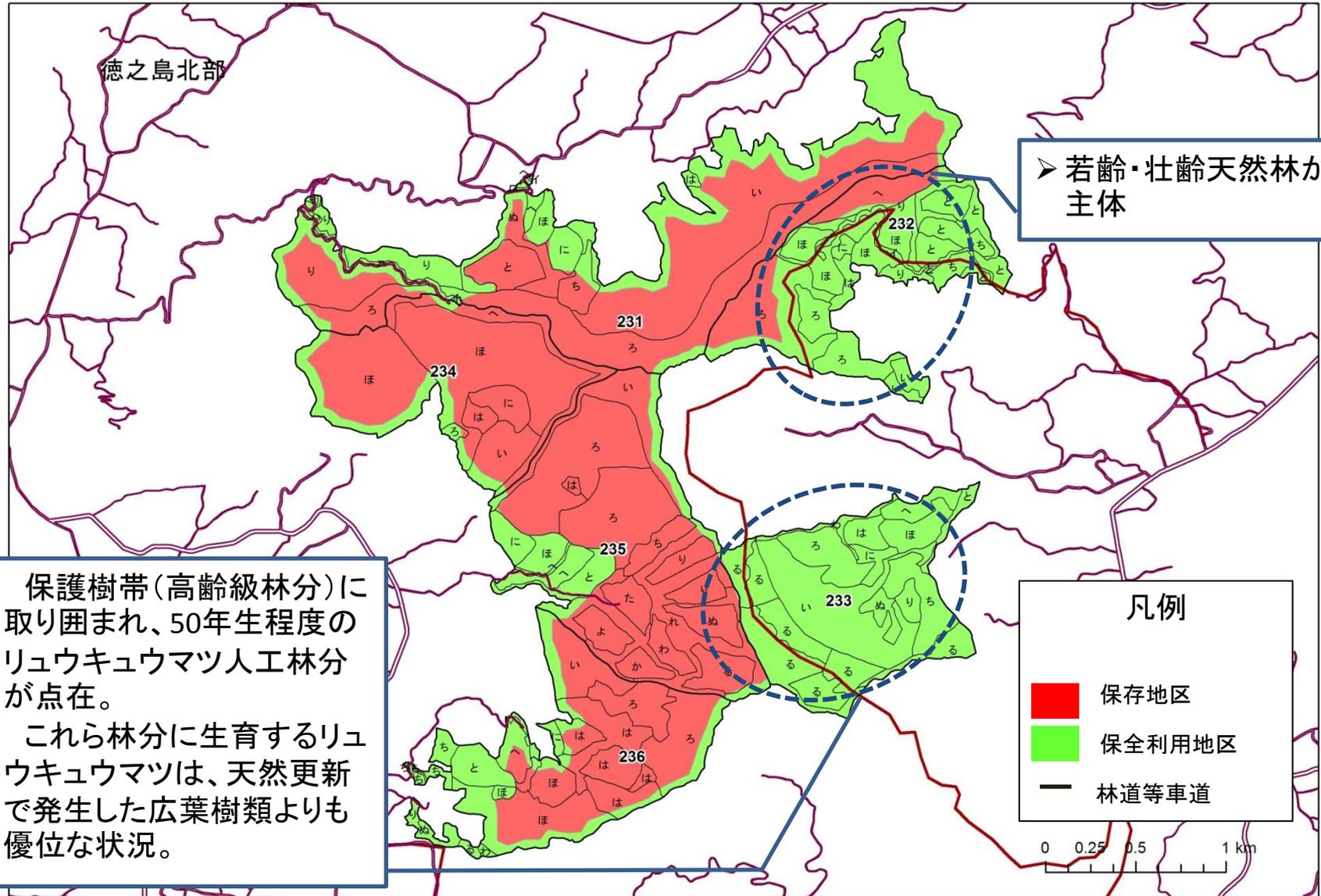
-  保存地区
-  保全利用地区
-  林道等車道

0 0.25 0.5 1 km

- 保護樹帯(高齢級林分)に取り囲まれ、40年生程度のスギ・リュウキュウマツ人工林分が点在。
- これら林分に生育するスギやリュウキュウマツは、天然更新で発生した広葉樹類よりも優位な状況。

徳之島北部地域

保存地区: 433ha
保全利用地区: 352ha
合 計: 785ha



➤ 若齢・壮齢天然林が主体

➤ 保護樹帯(高齢級林分)に取り囲まれ、50年生程度のリュウキュウマツ人工林分が点在。
➤ これら林分に生育するリュウキュウマツは、天然更新で発生した広葉樹類よりも優位な状況。

凡例

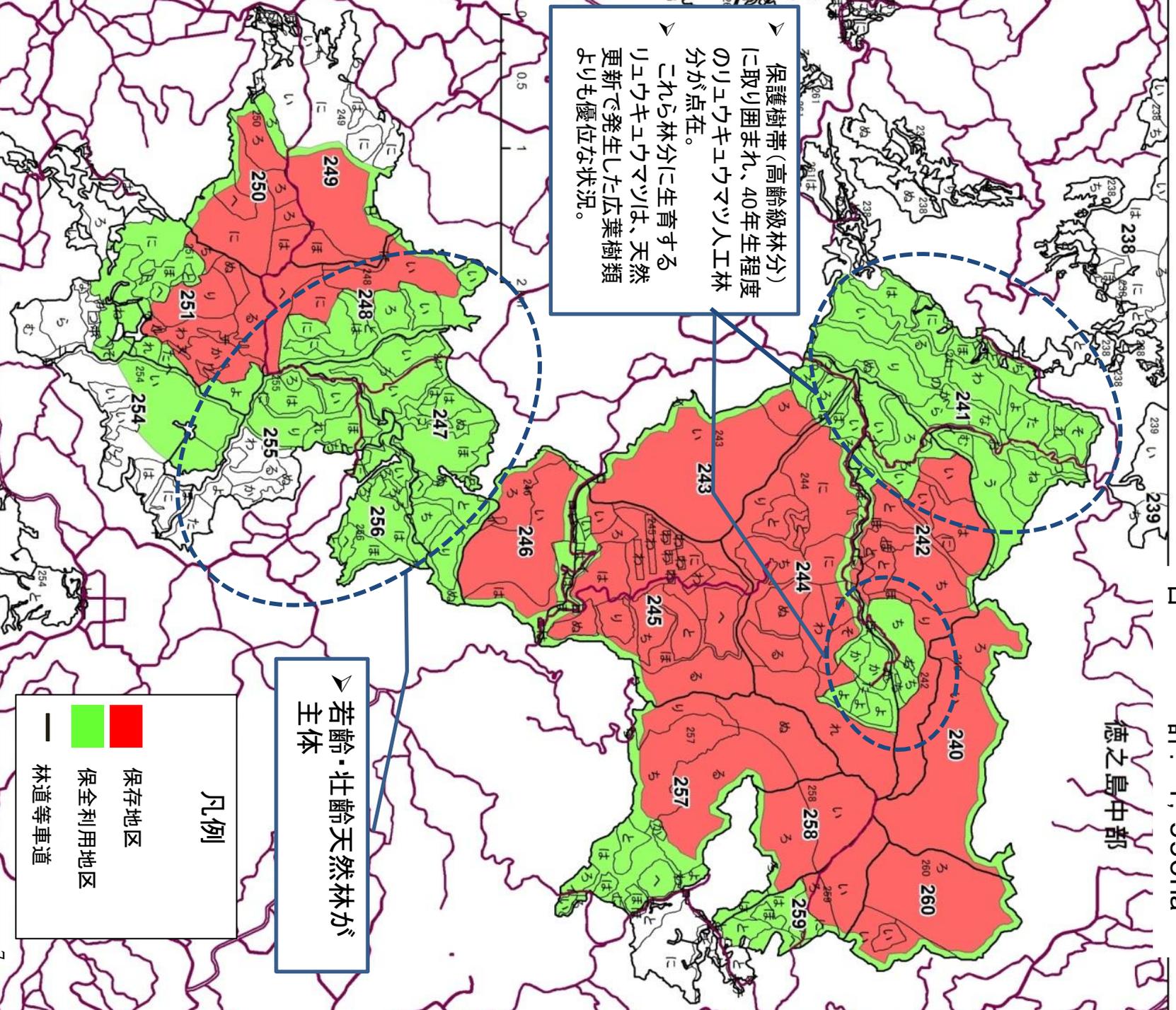
■ 保存地区
■ 保全利用地区
— 林道等車道

0 0.25 0.5 1 km

徳之島中部地域

保存地区： 1, 089ha
保全利用地区： 901ha
計： 1, 990ha

徳之島中部



保護樹帯（高齡級林分）
に取り囲まれ、40年生程度
のリユウキウマツ人工林
分が点在。
これら林分に生育する
リユウキウマツは、天然
更新で発生した広葉樹類
よりも優位な状況。

若齢・壮齢天然林が
主体

凡例

- 保存地区
- 保全利用地区
- 林道等車道

保存地区・保全利用地区の事例

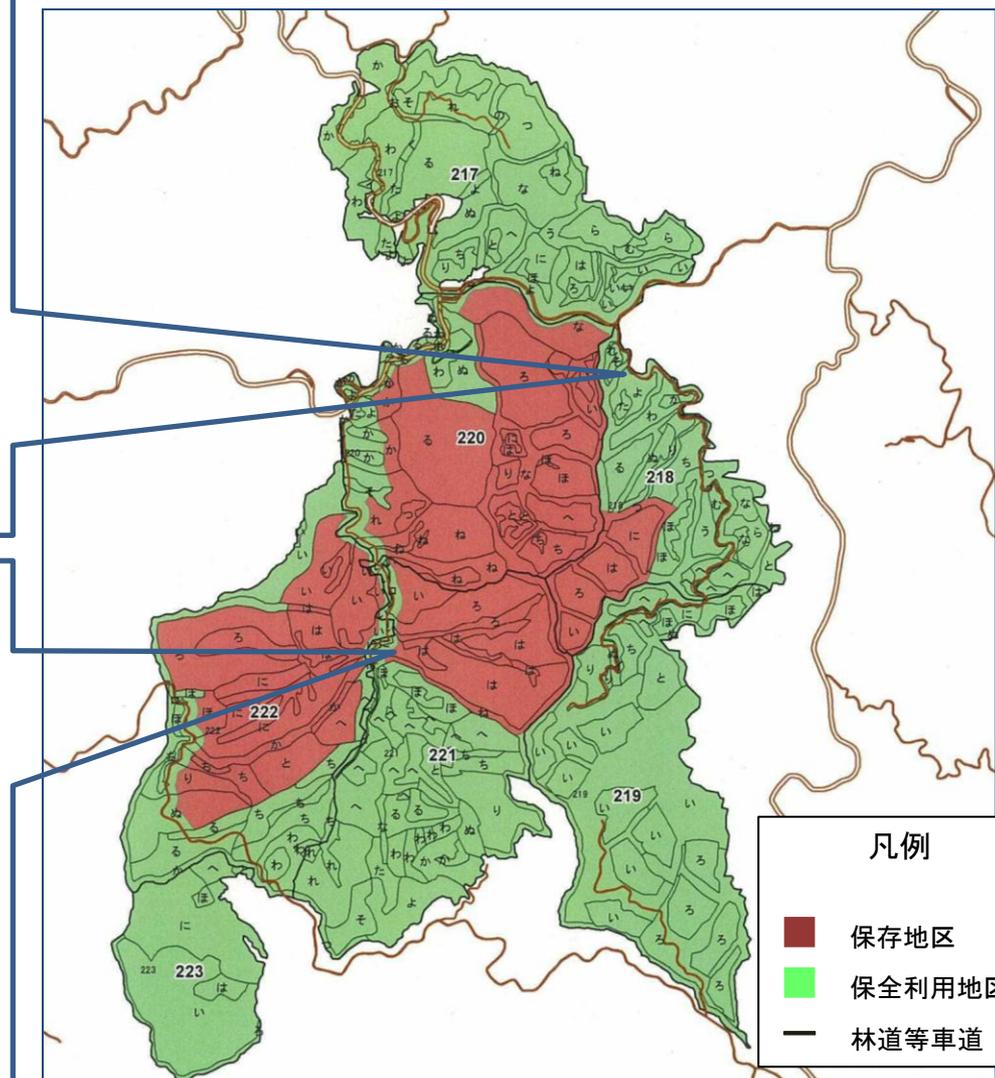
保全利用地区に位置づける若齢・壮齢天然林及び人工林を主体とする林分について

- 若齢、壮齢天然林及び人工林を主体とする林分であるため保存地区にならないが、保存地区の外縁で緩衝の役割を果たす森林については、保全利用地区に設定

【事例1】 八津野国有林 218そ林小班
約30年前にスギの植栽が行われた箇所(32年生スギ林分)であり、沢沿いを中心に植栽されたスギが優占する状況。



【事例2】 万堂国有林 222い6林小班
約50年前にスギの植栽が行われた箇所(46年生スギ林分)であり、沢沿いを中心に植栽されたスギが優占する状況。



凡例

- 保存地区
- 保全利用地区
- 林道等車道

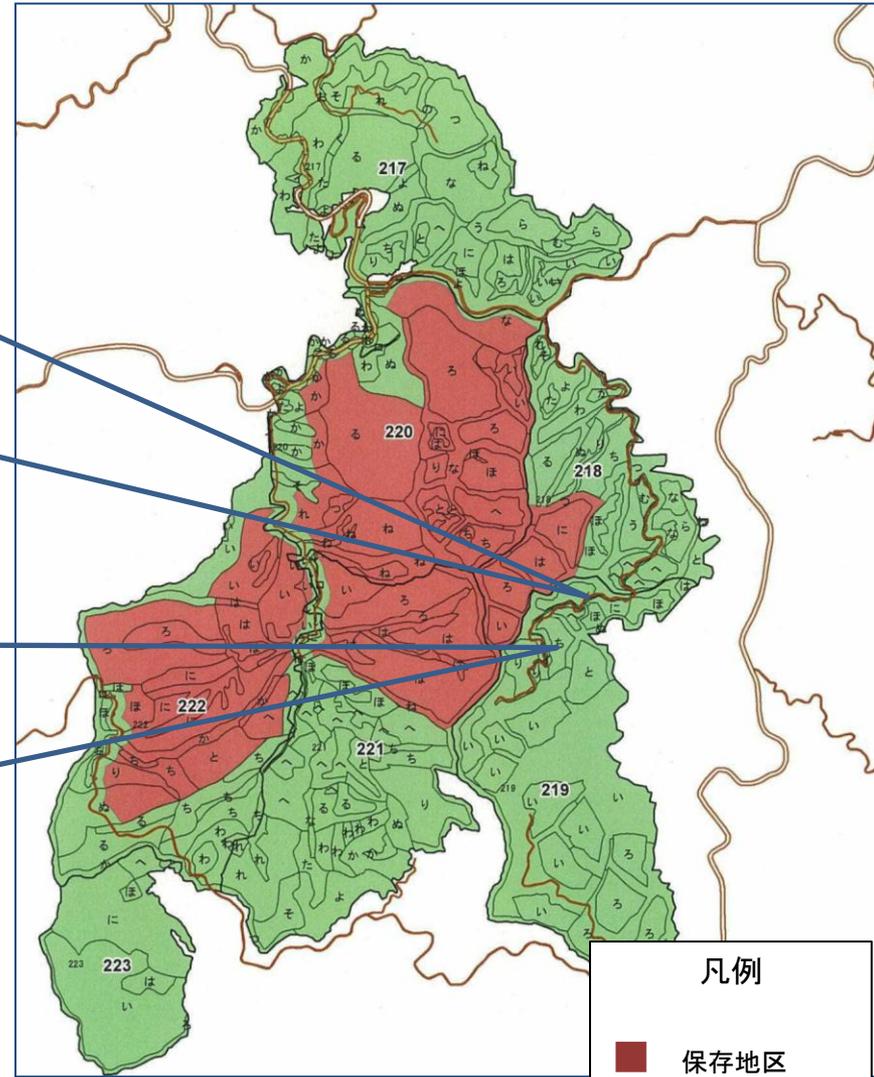
【事例3】 八津野国有林 219へ林小班

約25年前に伐採され天然更新が行われた箇所(26年生広葉樹林分)であり、原始的な広葉樹林に再生途上の林分



【事例4】 八津野国有林 219ち林小班

約25年前に伐採され天然更新が行われた箇所(25年生広葉樹林分)であり、原始的な広葉樹林に再生途上の林分



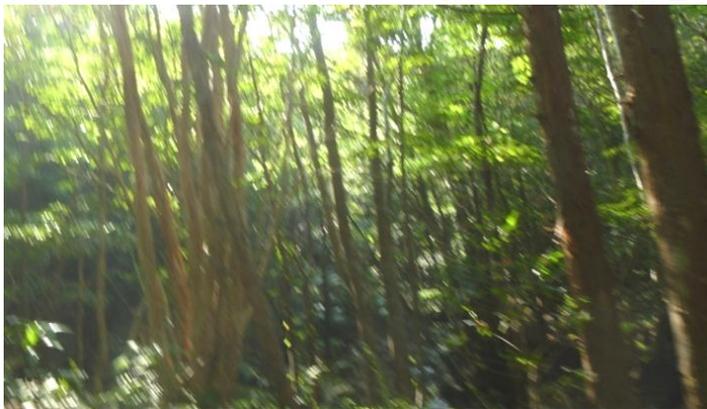
凡例	
■ (Red)	保存地区
■ (Green)	保全利用地区
— (Black line)	林道等車道

保全地区に介在する若齢、壮齢天然林及び人工林について

- 保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図る区域であって、一つのまとまりとして管理することが適当な区域としているところ
- ただし、保存地区内に介在する若齢、壮齢天然林及び人工林のうち、高齢級天然林の林分構造との差異が僅少であり、かつ保存地区として一体的に管理することが適当な場合は、保存地区の対象とする。

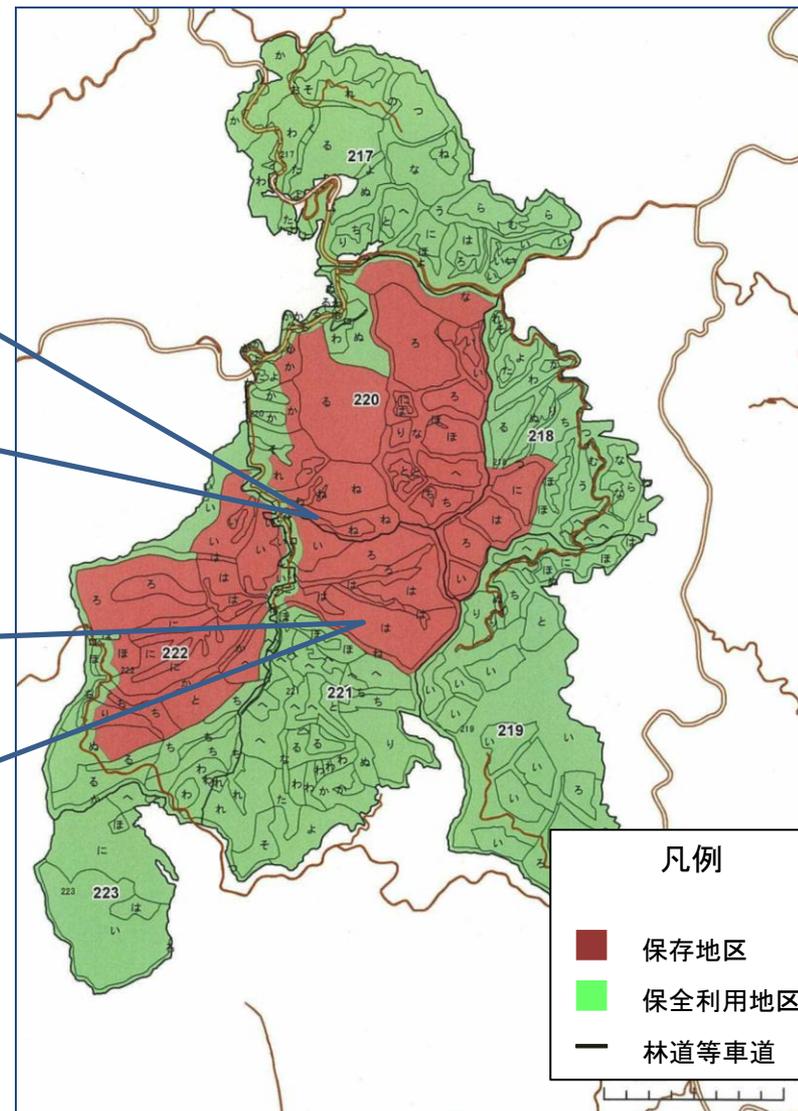
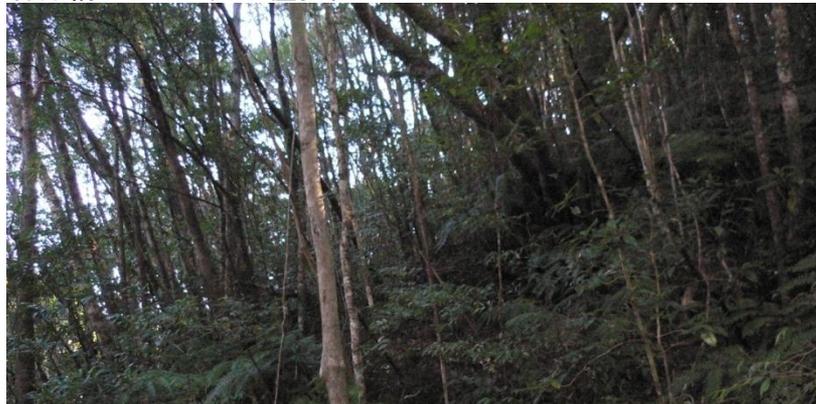
【事例1】 八津野国有林 220ね4林小班

約50年前にスギの植栽が行われた箇所(49年生スギ林分)であるが、現実林分は、常緑広葉樹の侵入が著しく、周辺の原生的天然林の林分構造との差異が僅少。



【事例2】 八津野国有林 221は3林小班

約50年前にリュウキュウマツの更新が行われた箇所(47年生リュウキュウマツ林分)であるが、現実林分は、常緑広葉樹の侵入が著しく、周辺の原生的天然林の林分構造との差異が僅少。



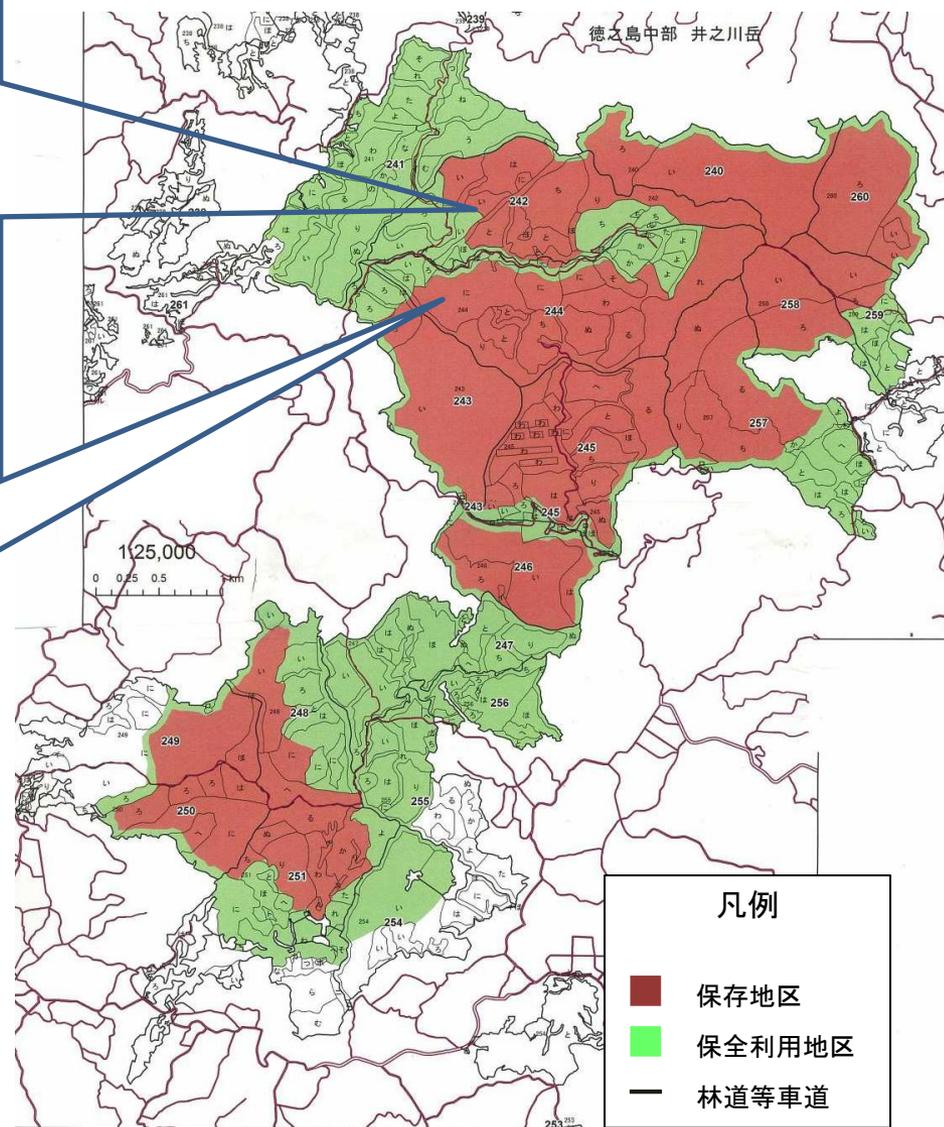
【事例3】 母間国有林 242い1林小班

約40年前にリュウキュウマツの更新が行われた箇所(41年生リュウキュウマツ林分)であるが、現実林分は、常緑広葉樹の侵入が著しく、周辺の原生的天然林の林分構造との差異が僅少。



【事例4】 三京岳国有林 244に林小班

約50年前にリュウキュウマツの更新が行われた箇所(48年生リュウキュウマツ林分)であるが、現実林分は、常緑広葉樹の侵入が著しく、周辺の原生的天然林の林分構造との差異が僅少。



奄美群島森林生態系保護地域設定案の概要

項 目	主 な 内 容
はじめに	<p>奄美群島の森林は、世界的にも局所的にしか成立しない亜熱帯性広葉樹により構成されるとともに、</p> <p>① 2つの生物地理区（旧北区及び東洋区）の移行帯に位置しており、数多くの分布限界種により構成</p> <p>② アマミノクロウサギやルリカケスなどの大陸遺存種が生息</p> <p>といった奄美群島でしか見られない森林生態系であることから、適切に保全管理していく必要。</p>
1 森林生態系保護地域の位置及び区域	
(1) 森林生態系保護地域の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林生態系保護地域が位置する市町村等を記載。
(2) 森林生態系保護地域の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林生態系保護地域は、一定規模（概ね500ha以上）の団地とする。 ・ 奄美群島の森林生態系保護地域は、5つの団地で構成されているが、これらについては、同一の森林生態系保護地域として取り扱う。
2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域	
(1) 保存地区（コアエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林生態系の厳正な維持を図る区域であって、一つのまとまり※として管理することが適当な区域を保存地区とする。 ※ 保存地区に介在する若齢、壮齢天然林及び人工林のうち、高齢級天然林の林分構造との差異が僅少であり、かつ保存地区として一体的に管理することが適当な林分を含む。
(2) 保全利用地区（バッファゾーン）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たす区域であって、 ① 人為的影響を及ぼす可能性のある民地（農地等）に隣接する林分※ ② 林道等道路周辺の林分※ ③ 若齢・壮齢の天然林及び人工林を主体とする林分であるため、保存地区とはならないが、保存地区の外縁で緩衝の役割を果たす林分を保全利用地区とする。 ※ 保全利用地区は、既存の保護樹帯も活用しつつ概ね50m程度の幅とする。

項 目	主 な 内 容						
3 森林生態系保護地域において保存を図るべき生物等に関する事項 <table border="1" data-bbox="219 391 878 651"> <tr> <td data-bbox="219 391 878 488">(1) 植物相</td> <td data-bbox="878 391 2065 488"> <ul style="list-style-type: none"> 群集（落）に区分し記載。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 488 878 555">(2) 動物相</td> <td data-bbox="878 488 2065 555"> <ul style="list-style-type: none"> 哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類に区分し記載。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 555 878 651">(3) 地形・地質及び土壌の分布状況</td> <td data-bbox="878 555 2065 651"> <ul style="list-style-type: none"> 奄美大島、徳之島地域では、赤黄色土壌のうち弱乾性赤黄色土が6割強と最も多いこと等を記載。 </td> </tr> </table>	(1) 植物相	<ul style="list-style-type: none"> 群集（落）に区分し記載。 	(2) 動物相	<ul style="list-style-type: none"> 哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類に区分し記載。 	(3) 地形・地質及び土壌の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 奄美大島、徳之島地域では、赤黄色土壌のうち弱乾性赤黄色土が6割強と最も多いこと等を記載。 	
(1) 植物相	<ul style="list-style-type: none"> 群集（落）に区分し記載。 						
(2) 動物相	<ul style="list-style-type: none"> 哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類に区分し記載。 						
(3) 地形・地質及び土壌の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 奄美大島、徳之島地域では、赤黄色土壌のうち弱乾性赤黄色土が6割強と最も多いこと等を記載。 						
4 森林生態系保護地域の管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 保存地区では原則として人手を加えず自然の推移に委ねる（ただし、モニタリング、災害復旧等は実施可能） 保全利用地区では木材生産を目的とする森林施業は行わない（ただし、環境教育に必要と認められる行為等については実施可能）。 個別の対応については、学識経験者等からなる保全管理委員会（仮称）を設置するとともに、委員会の意見を聴きながら実施。 						
5 森林生態系保護地域の利用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 保全地区については、生物遺伝資源の利用に関する行為等、公益上の理由により必要と認められる行為は行うことができる。 保全利用地区については、原則として保存地区に準ずる扱いとするが、自然条件等に応じて森林の教育的な利用等を行う場合は、保全利用地区の設定趣旨の範囲内で実施可能。また、そのために必要な施設は設置可能。 						
6 その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 奄美大島・徳之島でしか見られない特徴的な森林生態系を有する特定動物生息地保護林等については、森林生態系保護地域との間に介在する民有林が一定の管理水準以上となることが担保された段階で、森林生態系保護地域の区域に変更。 						

奄美群島森林生態系保護地域設定案

九州森林管理局

目 次

- 1 森林生態系保護地域の位置及び区域
- 2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域
 - (1) 保存地区（コアエリア）
 - (2) 保全利用地区（バッファゾーン）
- 3 森林生態系保護地域において保存を図るべき生物等に関する事項
 - (1) 植物相
 - (2) 動物相
 - (3) 地形・地質及び土壌の分布状況
- 4 森林生態系保護地域の管理に関する事項
- 5 森林生態系保護地域の利用に関する事項
- 6 その他の事項

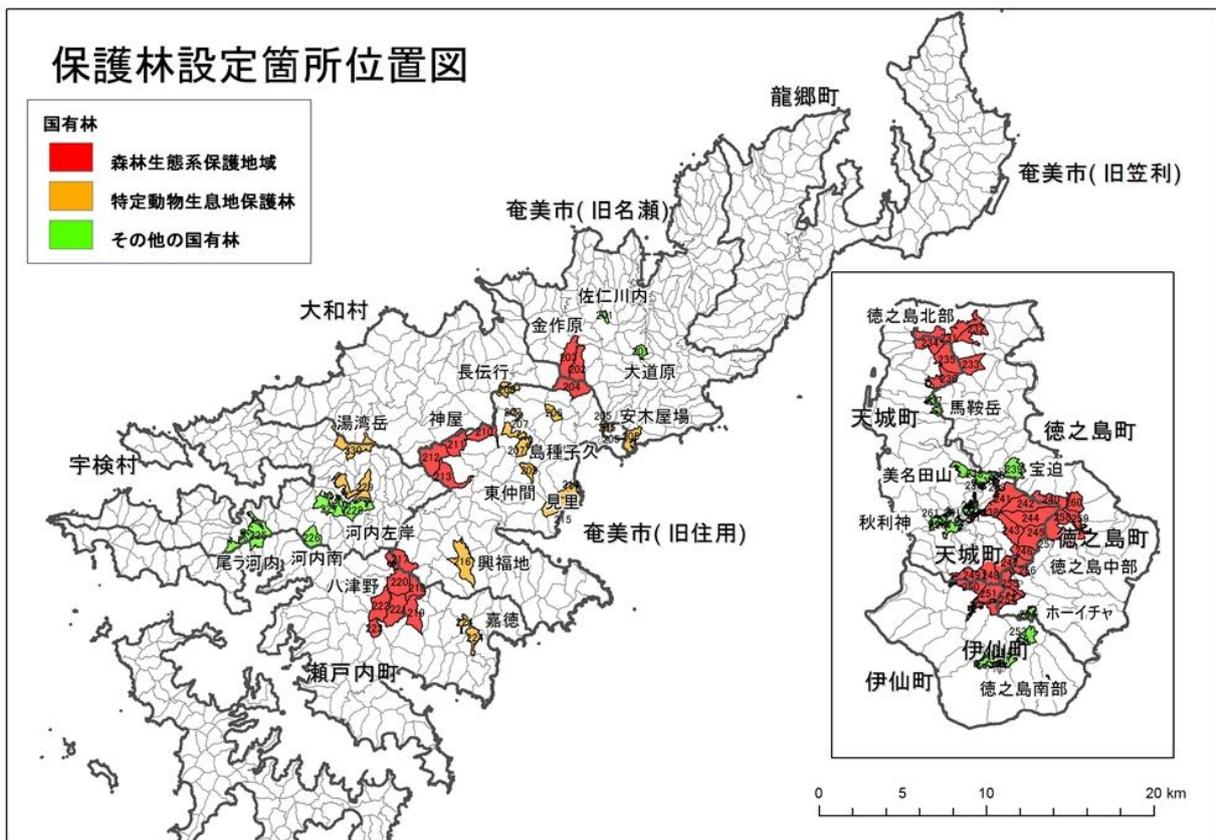
1 森林生態系保護地域の位置及び区域

(1) 森林生態系保護地域の位置

奄美群島森林生態系保護地域は、鹿児島県奄美大島（奄美市、宇検村、大和村、瀬戸内町）と徳之島（徳之島町、天城町、伊仙町）に位置し、鹿児島森林管理署が管轄している（図－1 参照）。

なお、奄美群島の国有林面積は 7,920.89ha であり、奄美大島に 4,098.07ha、徳之島に 3,822.82ha 存置し、奄美大島の総面積の 6%、徳之島の総面積の 15% を占めている。また、気候についてみると、奄美群島の気候は亜熱帯海洋性気候に区分され、近海を流れる黒潮の影響を受け、一年中を通して温暖多雨であり、温帯的要素と熱帯的要素の両方を有している。平均気温は 21.5 度と 20 度をを超えており、冬の平均気温でも 10 度を超え、最高気温の平均は 24 度、最低気温の平均でも 19 度と暖かい。また、年降水量は全般的に多く、奄美大島は日本でも有数の多雨地帯で、年間およそ 2,900mm の降水量がある

図－1 森林生態系保護地域等の位置図



(2) 森林生態系保護地域の区域

森林生態系保護地域の区域は、当該地域でしか見られない特徴をもつ原生的な天然林の区域等であって、林道等道路からの入込みや外接する民地との関係・影響を考慮しつつ、保存地区となる地域の外側に、緩衝地帯となる保全利用地区を設けることが可能で、基本的に国有林において、保存地区を厳正に保護することが可能と考えられる一定規模以上（概ね 500 ヘクタール以上）の団地とする（表 1 参照）。

なお、森林生態系保護地域は 5 つの団地により構成されるところであるが、

これらについては、同一の森林生態系保護地域として取り扱うこととする。

2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域

(1) 保存地区

森林生態系の厳正な維持を図る区域であって、一つのまとまり^{*}として管理することが適当な区域を保存地区とする（表1参照）。

^{*} 保存地区に介在する若齢、壮齢天然林及び人工林のうち、高齢級天然林の林分構造との差異が僅少であり、かつ保存地区として一体的に管理することが適当な林分を含む。

(2) 保全利用地区

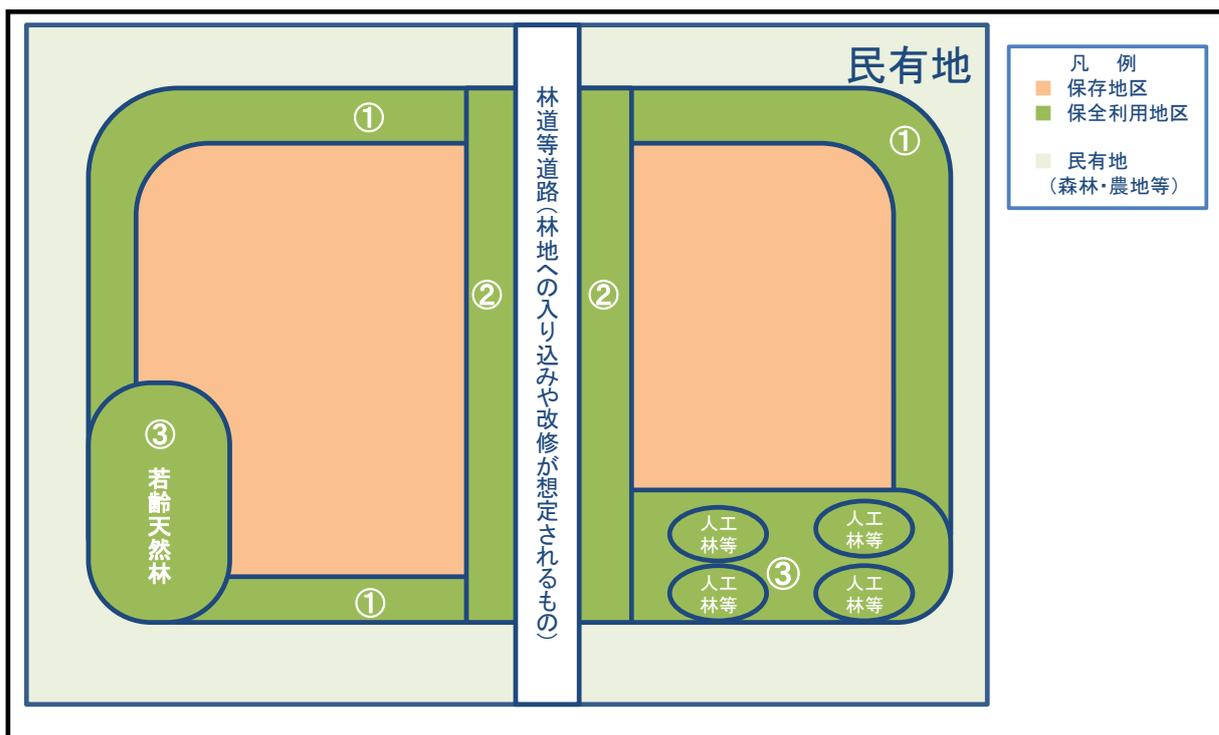
保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないように、緩衝の役割を果たす区域であって、

- ① 人為的影響を及ぼす可能性のある民地（農地等）に隣接する林分^{*}
- ② 林道等道路周辺の林分^{*}
- ③ 若齢・壮齢の天然林及び人工林を主体とする林分であるため、保存地区とはならないが、保存地区の外縁で緩衝の役割を果たす林分

を保全利用地区とする（図-2参照）。

^{*} 保全利用地区は、既存の保護樹帯も活用しつつ概ね50m程度の幅とする。

図-2 保全利用地区設定の概念図



3 森林生態系保護地域において保存を図るべき生物等に関する事項

(1) 植物相

奄美群島の森林は、主に常緑広葉樹が優占し、奄美大島の金作原、湯湾岳周辺、住用川上流の神屋一滞や川内川上流域、徳之島の天城岳、井之川岳、三京などに原生的な状況でまとまった自然林が存在する。それ以外の森林は、多くが過去にパルプ伐採等の手が入った履歴を持つ二次林であるものの、希少動植物の生息も確認されつつあり、原生的自然林への回復過程にある。また、リュウキュウマツ林は、伐採跡地に生育することが多く、奄美大島の北部や常緑広葉樹林の外縁部、徳之島の中央部から北部にかけてまとまった分布が見られる。

なお、主要な群集（落）分布状況等は以下のとおり。

① リュウキュウアオキースダジイ群集

奄美大島や徳之島の海拔高およそ 100m 以下の低山地や平地に発達する群落で、高木層や亜高木層は、スダジイ、タブノキ、フカノキ、ホルトノキ、ヒメユズリハ、コバンモチ、モクタチバナ、サンゴジュなどによって構成され、低木層はナガミボチョウジ、ヤマヒハツ、エゴノキ、クチナシ、サザンカ、ヒロハコンロンカなどの常在度が高く、草本類はノシラン、ホウビカンジュ、シラタマカズラ、クワズイモ、カツモウイノデなどが主な構成種である。

② ケハダルリミノキースダジイ群集

奄美大島のスダジイ林の大部分を占めるもので、海拔高 100~450m の範囲に広く分布する群集である。高木層や亜高木層はスダジイ、イジュ、オキナワウラジログシ、イスノキ、フカノキ、コバンモチなどによって構成され、低木層は、モクタチバナ、シシアクチ、タイミンタチバナ、サクラツツジ、ボチョウジ、モクレイシ、アデク、ヤマヒハツなどの構成種が多い。草本層はヒメアリドウシ、ヨゴレイタチシダ、コバノカナワラビ、タシロルリミノキ、マリバルリミノキなどによって構成されている。

③ アマミテンナンショウスダジイ群集

奄美大島、徳之島の海拔 450m 以上の高地において、湿度の極めて高い谷沿いや凹地において発達する群落である。高木層はスダジイ、オキナワウラジログシ、タブノキ、ショウベンノキ、フカノキ、アカミズキ、バリバリノキ、イスノキなど、低木層はムッチャガラ、ヒメヒサカキ、アデク、シシアクチ、ボチョウジ、オキナワアマシバなどによって構成される。草本層の発達は特に顕著でヒロハノコギリシダ、リュウビンタイ、カツモウイノデ、ヘツカシダなどのシダ植物、ツルラン、トクサランなどの地上ランその他が密生している。

④ イスノキーウラジログシ群集

海拔 500m 以上の湿度の高い立地に発達する群集であるが、溪流沿いでは標高 250m 位でも見られる。高木層はイスノキ、ウラジログシが優占して樹高 20m に達する林分がある。亜高木層や低木層はハイノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、バリバリノキ、サザンカ、イズセンリョウ、シキミ、クロバイなどによって構成され、草本層にはコバノカナワラビ、オオキ

ジノオ、イナモリソウ、ハナミョウガ、フユイチゴ、テイカカズラなどの出現率が高い。

⑤ オキナワウラジログシ群集

徳之島の天城岳や丹発山、犬田布岳等によく発達した群落があるが、奄美大島では、谷沿いや山頂付近の凹地などで湿度の高い立地のウラジログシ-イスノキ群落の中に局所的に見られるに過ぎない。高木層はオキナワウラジログシ、イスノキ、フカノキ、カクレミノ、スダジイなどの優占度が高く、亜高木層や低木層にはモクタチバナ、タイミンタチバナ、アオバノキ、アカミズキ、ギョクシンカ、シマミサオノキ、マルバルリミノキ、シシアクチなど種数が多い。草本層はフウトウカズラ、リュウキュウツルコウジ、コウモリシダ、キノボリシダ、カツモウイノデなどの優占度が高い。

なお、丹発山のオキナワウラジログシ林は大きな板根を持つことで知られている。

(2) 動物相

ア 哺乳類

奄美群島に生息している哺乳類は在来種としてリュウキュウイノシシ、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、トクノシマトゲネズミ、ワタセジネズミ、リュウキュウユビナガコウモリ、ヤンバルホオヒゲコウモリ、リュウキュウテングコウモリなどが挙げられ、それらのほとんどは奄美群島又は南西諸島の固有種、固有亜種、固有性の高い地域である。他に外来種としてファイリマングースなど 5 種が確認されている。

イ 鳥類

奄美群島で確認された鳥類は 300 種で、鹿児島県で記録された鳥類 381 種の約 79%、日本で記録されている 555 種の 54%に相当する。

鳥類の中で、注目されているのが、分布域が特に狭いルリカケス、アマミヤマシギ、オオトラツグミの 3 種である。

ウ 両生類・爬虫類

奄美群島には、爬虫類がオビトカゲモドキなど 20 種、両生類がオットンガエル、イボイモリなど 11 種生息している。この内、爬虫類の 12 種、両生類の 5 種が奄美群島、南西諸島における固有種である。

エ 昆虫類

奄美大島に生息する昆虫類は、アマミマルバネクワガタ、ウケジママルバネクワガタなどこれまで約 2,500 種が記録されているが、今後も未記載種や分布新記録種の発見が続き、実際には 4,000~5,000 種に及ぶのではないかと考えられている。

(3) 地形・地質及び土壌の分布状況

ア 地形

・奄美大島の主要な山系は、最高峰は湯湾岳（694m）で、島の中央か

らやや西側に位置するほか、油井岳（483m）、小川岳（528m）、松長山（455m）、鳥ヶ峰（467m）、等400m以上の山々が本島の脊柱部を構成している。

・奄美大島の主要な河川は、太平洋の住用湾に注いでいる住用川（約15km）、大川、東シナ海に注ぐ河内川、名音川などあるが、ほとんどが流路延長の短い急流河川である。

・徳之島の主な山系は、島北部の天城岳（533m）、三方通岳（496m）、大城山（333m）を主峰とした比較的急峻な山が連なり、島の中央部では井之川岳（645m）美名田山（438m）、島の南部へ剥岳（382m）、犬田布岳（417m）と続く山塊が群をなしている。

・徳之島の主要河川は天城町の秋利神川（約13km）のほか、徳之島町の亀徳川、伊仙町の鹿浦川などがある。

イ 地質

奄美大島の地質は、大部分が古生代、中生代の堆積岩類とそれを貫く花崗岩類からなっている。

徳之島は、北部は古生層とそれを貫く花崗岩、輝緑岩からなり、南部は新第三紀の琉球層群が分布する。

ウ 土壌

奄美大島、徳之島地域では、赤黄色土壌のうち弱乾性赤黄色土が6割強と最も多く、次いで乾性赤黄色土、適潤性赤黄色土となっている。これらの土壌は、概してA層が薄く、その下部も埴質で腐植土が乏しいため林木の生育環境としてはあまり良好とは言えない。なお、弱乾性赤黄色土の分布は、山腹中部から低山地にかけて出現しており、この土壌を適木とするリュウキュウマツやスタジイ等の広葉樹が生育しており、成長も比較的良好である。乾性赤黄色土（主に黄色土）は、各地の尾根付近の凸地に出現し、透水性、通気性ともに悪くスタジイ、イジュ等の広葉樹が生育している。適潤性赤黄色土は、奄美大島の中央部を主に水系付近の凹地に見られる程度で分布は少なく、一部にスギが植林されている。

4 森林生態系保護地域の管理に関する事項

管理に関する基本的な方針は、以下のとおりとする。

ただし、具体の対応については、学識経験者等からなる保全管理委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を設置するとともに、委員会の意見を聴きながら実施することとする。

（1）保存地区

保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとする。

ただし、森林生態系を維持するため必要な次の事項については行うことができることとする。

ア モニタリング、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

イ 非常災害のための応急措置として行う次の行為

（ア）山火事の消火等

- (イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置等
- ウ 標識類の設置等
- エ 科学的知見に基づく固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するために必要と認められる行為（例：保存地区内に介在する人工林に対する天然林への誘導行為、外来生物防除等）
- オ 既設歩道等の維持修繕
- カ その他法令等の規定に基づき行う行為

また、森林生態系の厳正な維持を図るため、関係者等の協力を得ながら監視体制の整備を図っていくこととする。

(2) 保全利用地区

保全利用地区は、保存利用の森林生態系に外部からの環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たすこととする。

保全利用地区の森林については、木材生産を目的とする森林施業は行わないこととする。

ただし、次の行為については行うことができることとする。

- ア 保存地区と同様の管理行為
- イ 森林内で行う環境教育等に必要と認められる行為
- ウ 国土保全のため必要な治山工事及びその付帯工事
- エ 枯損木及び被害木の伐倒、搬出

5 森林生態系保護地域の利用に関する事項

利用に関する基本的な方針は、以下のとおりとする。

ただし、具体の対応については、委員会の意見を聴きながら実施することとする。

(1) 保存利用

生物遺伝資源の利用に関する行為等、公益上の理由により必要と認められる行為は行うことができる。

(2) 保全利用地区

原則として保存地区に準ずる扱いとするが、自然条件等に応じて森林の教育的な利用等を行う場合は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で行うことができる。また、そのために必要な施設は設置することができる。

5 その他の事項

奄美大島・徳之島でしか見られない特徴的な森林生態系を有する特定動物生息地保護林等については、森林生態系保護地域との間に介在する民有林が一定の管理水準以上（例えば、保護林と同程度の管理水準、又は育成複層林への誘導に向けた取組がなされるなど）となることが担保された段階で、森林生態系保護地域の設定に係る所要の手続きを経た上で、森林生態系保護地域の区域に変更することとする。

表-1 奄美群島森林生態系保護地域（案）

区分	位置				面積 ha	摘要
	計画区	署	地区	林小班		
保存地区	奄美大島	鹿児島	金作原	202そ、203り、204い、ろ、は、に、に1、ほ、へ、と、ち、り、り1、り2、ぬ、ぬ1、る、る1、る2、わ、か	241.30	
			神屋	211い、212る、む、う、213い、に、213い、ろ～に	161.05	
			八津野	218い～に、つ、220い～る、か、か5、れ、つ、ね、ね1、ね2、ね3、ね4、な、な1、な2、221い、ろ、ろ1、は、は1～4、221ね、222い2～6、ろ～に、に1～2、ほ、へ、と、ち5、ち6、り、ぬ、か、か1	328.82	
			徳之島北部	231い、ろ、と、ち、り、ぬ、223ろ、へ、り、233る、る5、234い、は～ほ、ほ1、へ、235い、ろ～は、ち～れ、236い、ろ、ろ1、は、は1～3、ほ、ほ2、へ、へ1、	432.88	
			徳之島中部	240（全）、242い1～2、ろ、は～ほ1、ほ3、と、ち、り、243い～ろ、は、に、に1～2、と～り、ぬ～わ、れ、そ、245い、ろ、は、に、ほ、へ～わ7、246い、ろ、は、イ、248い、に、ほ、へ、249に、259ろ、ろ1～2、は、に、へ、251ち～か、チ～ル、257ち、り、ぬ、る、258い、ろ、259い、ろ、260（全）	1,088.50	
			計		2,252.55	
保全利用地区	奄美大島	鹿児島	金作原	202い～れ、そ1、203い～ち、り1、ぬ、204い1、ろ1、は1、と1、ぬ2、ぬ3、か1	217.68	
			神屋	210い～る、211ろ～お、212い～ぬ、る1、る2、わ～ら、む1～8、う1、213い1、ろ、は、は1、に1	469.03	
			八津野	217い～く、218ほ～そ、つ1、ね～う、219い～ぬ、220る1～2、わ、か1～4、か6～7、よ、た、れ1、そ、ね5～7、な3、221い1～6、ろ2、は5、に～つ、ね1、な、222い、い1、に3、ほ1～2、へ1、ち～ち4、ち6～7、り1、ぬ1、る～わ2、か2、223（全）	626.93	
			徳之島北部	231い1、ろ1、は～へ、ち1、り1、ぬ1、232い、い1、ろ1～3、は～ほ3、へ1、と～ち、り1、233い～ぬ、る1～4、る6～7、わ、234い1、ろ、ほ2～3、へ1、235い1、に～と、れ1、236い1、ろ2、は4～6、に、ほ1、ほ3～4、へ2～3、と～わ	352.40	
			徳之島中部	241い～く、242い、い3、ろ1～2、ほ2、ほ4、へ、と1、ち2～4、243い1、ろ3、は1、244い～は、244に3～6、ほ、へ、り1、か～た、そ1、245い1～2、ろ1、は1、ほ1、246い1、ろ1、は1、に、247（全）、248い1～3、ろ、は、に1～3、ほ1、と、249に3、250ろ1、ろ3、に1、へ1、251に～と、よ～そ、ね、へ、ト、ワ、254い、へ、255い～り、れ、256（全）、257い～と、ち1、り1、る1、わ～よ、258ろ1、は、ろ1、は～へ、と2、	901.28	
計		2,567.32				
合計				4,819.87		

注) 地区区分、林小班、面積等は細部調整により変更もあり得る。

奄美群島における森林生態系保護地域設定の考え方（案）【第1回設定委員会 資料6】	奄美群島森林生態系保護地域設定案 【第3回設定委員会 資料4-2】
<p>1 森林生態系の保護の必要性</p> <p>奄美群島の森林は、世界の中でも限られた地域に成立する亜熱帯性常緑広葉樹林であり、森林の組成も亜熱帯という特徴を反映し、熱帯性の樹種と暖温帯性の樹種が混在するほか奄美群島に分布が限られる固有種が多いことなど、その重要性が高い。</p> <p>奄美群島の森林植生は、大部分がスダジイを優占種とする常緑広葉樹林で、その下部にリュウキュウマツ林がこれを取り巻くように分布しており、原始的な状態でまとまった森林は、一部の地域に限られている。</p> <p>奄美群島の植物相は南限種や北限種と地域固有種が多く、例えば北限とする種は奄美大島に120種ある。また、奄美群島の固有種は21種、亜種を含めると約60種とされており、特に奄美大島と徳之島に固有種や遺存種の多くが存在している。</p> <p>また、環境省のレッドデータブックによると、絶滅危惧1A類(CR)、1B類(EN)では、鹿児島県の半数近くの種が奄美群島で記録され、貴重種や希少な植物が奄美群島に集中するとされている。</p> <p>一方、陸域の生物相については、多様性に富み、アマミノクロウサギ(EN)、ケナガネズミ(EN)、アマミトゲネズミ(EN)、トクノシマトゲネズミ(EN)、オオトラツグミ(CR)、ルリカケス等に代表される、多くの遺存固有種を有する。</p> <p>特に、奄美群島を含む「琉球諸島」の陸生生物は第三紀鮮新世末期(約200万年前)から第四紀更新世初期(約170万年前)の間に大陸からの基本的な隔離が成立し、その歴史が長いこと、アマミノクロウサギのように、他地域に生息・生育する姉妹群との差異が大きく、系統群の上位分類群での多様性・固有性の高い特徴がある。</p> <p>また、島嶼間の種分化は現在も進行中であり、台湾までの地域で5種に分化しているハナサキガエル類(EN)や、徳之島と沖縄諸島の限られた島嶼のみに分布し、5亜種に分化しているクロイトカゲモドキ(VU)、3種(5亜種)の分布域が明確に島嶼毎に隔離されているコキクガシラコウモリ亜種群等、新固有の状態の種や島嶼間での亜種などの事例が数多く見られる。</p> <p>このように、奄美群島の動植物については、希少性重要性が高く、その生息生育地である森林を適切に保全管理していくことが必要である。</p>	<p>「はじめに」に反映</p>

II 奄美群島の森林生態系保護地域設定の考え方
 奄美群島の森林は、上記Iのとおり重要性が高いことから、「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通知）に基づき、以下の地域を保護林として設定する。

1 森林生態系保護地域

(1) 設定の基本的考え方

当該地域でしか見られない特徴を持つ希少な原生的な天然林の区域であって、林道等道路からの入込みや外接する民地との関係・影響を考慮しつつ、保存地区（コアエリア）となる地域の外側に、緩衝地帯となる保全利用地区（バッファゾーン）などを設けることが可能で、基本的に国有林において、保存地区（コアエリア）を厳正に保護することが可能と考えられる一定規模以上（概ね500ヘクタール以上）の国有林の団地については、「森林生態系保護地域」に設定する。
 なお、典型的な生物群層と固有・希少種の分布域を含む森林生態系として同質と判断され、一体的管理が可能なものについては、同一の森林生態系保護地域として管理する。

(2) 地区区分の基本的考え方

上記(1)に係る地域について、次の考え方により保存地区（コアエリア）と保全利用地区（バッファゾーン）に区分する。

① 保存地区（コアエリア）

原生的な天然林の中から、奄美群島固有の貴重種の生息域を含む森林生態系の維持・保全を図る地域として次のとおり選定。

- ア 高齢級の常緑広葉樹林（天然林）については、コアエリアとして設定。
- イ 再生途中の森林であっても、本来の動植物の組み合わせなどが元の状態に近いと判断されるものについては、コアエリアとして設定。
- ウ 絶滅の恐れのある特定の希少種を優先的に保護すべき地域はコアエリアとして設定。

② 保全利用地区（バッファゾーン）

保全利用地区（バッファゾーン）は、保存地区（コアエリア）の森林に外部の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要な広がり considering 次のおり選定。

- ア 上記以外はバッファゾーンとして設定。
- イ ①の地域であっても、人の生活に関わる地域（「農業地域」「集落地域」）や道路との隣接地はバッファゾーンとして設定。

「1（2）森林生態系保護地域の区域」に考え方を反映

1 森林生態系保護地域の位置及び区域

(2) 森林生態系保護地域の区域

森林生態系保護地域の区域は、当該地域でしか見られない特徴をもつ原生的な天然林の区域等であって、林道等道路からの入込みや外接する民地との関係・影響を考慮しつつ、保存地区となる地域の外側に、緩衝地帯となる保全利用地区を設けることが可能で、基本的に国有林において、保存地区を厳正に保護することが可能と考えられる一定規模以上（概ね500ヘクタール以上）の団地とする（表1参照）。

なお、森林生態系保護地域は5つの団地により構成される場所であるが、これらについては、同一の森林生態系保護地域として取り扱うこととする。

「2（1）保存地区」に考え方を反映

2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域

(1) 保存地区

森林生態系の厳正な維持を図る区域であって、一つのまとまり*として管理することが適当な区域を保存地区とする。

* 保存地区に介在する若齢、壮齢天然林及び人工林のうち、高齢級天然林の林分構造との差異が僅少であり、かつ保存地区として一体的に管理することが適当な林分を含む。

「2（2）保全利用地区」に考え方を反映するとともに、保全利用地区の範囲を明確化。

2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域

(2) 保全利用地区

保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たす区域であって、図2に示すとおり

- ① 人為的影響を及ぼす可能性のある民地（農地等）に隣接する林分*
- ② 林道等道路周辺の林分*
- ③ 若齢・壮齢の天然林及び人工林を主体とする林分であるため、保存地区とはならないが、保存地区の外縁で緩衝の役割を果たす林分

を保全利用地区とする（表1参照）。

* 保全利用地区は、既存の保護樹帯も活用しつつ概ね50m程度の幅とする。

奄美群島における森林生態系保護地域設定の考え方（案）【第1回設定委員会 資料6】

(3) 設定後の保全管理の基本的考え方

- ① 「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通知）に規定する「取扱いの方針」に準じた取り扱いとする。
- ② 保全管理の具体の検討等に当たっては、別途、学識者等からなる保全管理委員会（仮称）を設置し、当該委員会の意見を聴きながら実施する。

奄美群島森林生態系保護地域設定案 【第3回設定委員会 資料4-2】

「4 森林生態系保護地域の管理に関する事項」、「5 森林生態系保護地域の利用に関する事項」に考え方を反映。

4 森林生態系保護地域の管理に関する事項

管理に関する基本的な方針は、以下のとおりとする。

ただし、具体の対応については、学識経験者等からなる保全管理委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を設置するとともに、委員会の意見を聴きながら実施することとする。

(1) 保存地区

保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとする。

ただし、森林生態系を維持するため必要な次の事項については行うことができることとする。

ア モニタリング、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

イ 非常災害のための応急措置として行う次の行為

(ア) 山火事の消火等

(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置等

ウ 標識類の設置等

エ 科学的知見に基づく固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するために必要と認められる行為（例：保存地区内に介在する人工林に対する天然林への誘導行為等）

オ 既設歩道等の維持修繕

カ その他法令等の規定に基づき行う行為

また、森林生態系の厳正な維持を図るため、関係者等の協力を得ながら監視体制の整備を図っていくこととする。

(2) 保全利用地区

保全利用地区は、保全地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たすこととする。

保全利用地区の森林については、木材生産を目的とする森林施業は行わないこととする。

ただし、次の行為については行うことができることとする。

ア 保存地区と同様の管理行為

イ 森林での環境教育等のために、必要と認められる行為

ウ 国土保全のため必要な治山工事及びその付帯工事

エ 枯損木及び被害木の伐倒、搬出

5 森林生態系保護地域の利用に関する事項

利用に関する基本的な方針は、以下のとおりとする。

ただし、具体の対応については、委員会の意見を聴きながら実施することとする。

(1) 保全地区

生物遺伝資源の利用に関する行為等、公益上の理由により必要と認められる行為は行うことができる。

(2) 保全利用地区

原則として保存地区に準ずる扱いとするが、自然条件等に応じて森林の教育的な利用等を行う場合は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で行うことができる。また、そのために必要な施設は設置することができる。

2 上記1以外の保護林

(1) 設定の基本的考え方

上記1以外の地域であって、以下の地域の森林については、それぞれ次のとおり保護林を設置する。

① 当該地域でしか見られない特徴を持つ希少で原生的な天然林の区域であって、「希少化している植物群落が存する地域」の国有林については「植物群落保護林」に設定する。

② ①以外であって、奄美群島を特徴づける希少種や固有種が数多く見られるなど「希少化している動物の繁殖地又は生息地」の国有林については、「特定動物生息地保護林」に設定する。

(2) 設定後の保全管理の基本的考え方

① 植物群落保護林

「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通知）に規定する「取扱いの方針」に準じた取り扱いとする。

② 特定動物生息地保護林

ア 「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通知）に規定する「取扱いの方針」に準じた取り扱いとする。

イ 保全管理の具体の検討等に当たっては、別途、学識者等の意見を聴きながら実施する。

III その他

設定に当たっては次の点に留意する。

(1) 区域の境界は、尾根、沢等の地勢線や新たに作る林小班単位で設定する。

（現状の林小班の形状にはとられない。）

(2) 既設の貸付地等となっているもの（今後の予定地を含む）は、設定対象外として除外する。ただし、貸付地等として区分されていない歩道等については、設定対象とし、面積に含めるものとする。

5 「その他の事項」に、特定動物生息地保護林と森林生態系保護地域との関連性を記載するとともに、奄美群島特定動物生息地保護林を設定。

5 その他の事項

奄美大島・徳之島でしか見られない特徴的な森林生態系を有する特定動物生息地保護林等については、森林生態系保護地域との間に介在する民有林が一定の管理水準以上（例えば、保護林と同程度の管理水準、あるいは将来的に育成複層林へと誘導するための施業が行われることが確実な林分）となることが担保された段階で、森林生態系保護地域の設定に際する所要の手続きを経た上で、森林生態系保護地域の区域に変更することとする。

森林生態系保護地域の具体の箇所付けである「表-1」に反映。

奄美群島森林生態系保護地域に係る今後の予定について

奄美群島森林生態系保護地域の設定については、今年度中に本委員会において成案を得た上で、平成25年4月1日からの発効を目指す。

時 期	内 容
平成24年10月13日	第3回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会
平成24年11月	第4回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会（設定案等の確定）
平成25年1月	パブリックコメント （国有林野施業実施計画）
平成25年3月	関係行政機関等への意見聴取 （国有林野施業実施計画）
平成25年4月～	奄美群島森林生態系保護地域等の保護林が発効

※ 森林生態系保護地域などの保護林については、国有林野施業実施計画の変更をもって、その設定が行われる。